

世田谷区本庁舎等整備基本構想検討委員会

第3回議事録

世 田 谷 区

第3回世田谷区本庁舎等整備基本構想検討委員会 議事録

- [事務局] 総務部庁舎計画担当課
- [日時] 平成28年5月14日(土) 13:30～16:35
- [場所] 世田谷区役所第2庁舎4階区議会大会議室
- [出席者] **【学識経験者】**
卯月盛夫、大佛俊泰、齋藤啓子、高谷時彦
- 【区民】**
池谷暁、岩橋正治、岩淵義信、多晴子、勝守朋子、官尾宣佳、黒木実、
小杉雅代、佐藤孝一、佐藤陽子、三田千代子、山崎節彌、山崎廣美
(以上17名)
- [会議公開可否] 公開
- [傍聴者] 11名
- [次第] 1 開会
2 議事
(1) 個別機能(整備課題)ごとの整備方針(案)について(前回の続き)
(本庁舎等整備(検討素材)第4章・基本的方針4及び5)
(2) 世田谷区民会館、本庁舎等の規模について
3 閉会

卯月委員長 それでは、第3回「世田谷区本庁舎等整備基本構想検討委員会」を開会したいと思います。4時半を終了めどとしておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

本日は、前回、少し積み残しと言いますか議論ができませんでした第4章の基本的方針4及び5を初めに議論いたしまして、従来から予定しております5章、6章、本庁舎と区民会館の規模についてという大変重要なテーマについてもう一つ議論したいと思いますので、どうぞよろしく願いします。

なお、これまで傍聴者にたくさん来ていただきまして、傍聴者からのご意見も文書でいただいております。それは皆さん目を通していただければわかると思いますけれども、誰が発言しているのかがわからないというご指摘がございました。したがって、ご意見のある方はすみませんが手を挙げていただく、あるいはお名前を先に言っていただくというようなことを少しルール化したいと思います。今まで気づかずに私がそれを余り配慮しなかった点、大変申しわけございませんでした。

官尾委員 その件に関してなのですが、実は、第2回の委員会の場で、資料3で傍聴者の方の意見というものが配られまして、ご意見であれば区としてそれを受け入れられるか否か、これはご判断をされることだと思いますけれども、中には会の運営に関する事項と言いますか、先ほど委員長がおっしゃったようなことを含めて、そういうものがあります。そうすると、それはそうしましょうということを事務局にご回答いただくのか、あるいはご意見がありますけれども、こうさせていただきますとかというようなことを言っていただければと思います。そうしませんと、せっかく傍聴に来ておられるのに意見を出しても全然反応がないではないかということにもなりかねないと思いますので、冒頭に申しわけなかったのですが、一言言わせてもらいました。

卯月委員長 傍聴者からのご意見につきましては、委員長と副委員長、事務局のほうで議論した上で、今、申し上げたようにきちんと対応すべき点はここで申し上げようという形になっておりますので、時間の都合上、一つ一つについては、この場では割愛するというにさせていただきます。ありがとうございます。

黒木委員 冒頭に話して良いのか、最後に話すのかですけれども、最後だと込み入ってしまうといけないので冒頭にお話しさせていただきたいのです。

庁舎計画推進委員会検討部会というものを多分役所の中で設けていて、平成25年10月、11月、12月の3回にわたって、有識者アドバイザー会議というものが行われていると思います。そのアドバイザー会議で出されたアドバイスの資料をこの会として情報共有をしたいと思いますので、ぜひ庁舎計画担当課から資料の配付していただくか、郵送していただくかして、その内容を読ませていただきたいというご要望なのですけれども、お願いできるかどうか、委員長に願いかけました。

卯月委員長 このボックスには入っていないのですか。

岡田総務課長 入っています。

黒木委員 失礼しました。それだったら私が読んでいないだけです。ごめんなさい。

卯月委員長 では、よろしいですか。

黒木委員 はい。では、読めます。

卯月委員長 ありがとうございます。

岡田総務部長 中間まとめのピンク色の冊子の中に入っておりますので、ご覧いただければと思います。

黒木委員 失礼しました。

卯月委員長 ありがとうございます。

それでは、資料の確認をしますか。事務局、お願いします。

秋山庁舎計画担当課長 それでは、本日の資料につきまして、ご確認とともに後ほど説明をするものを除き、若干の説明をさせていただければと思います。

まず、本日の資料でございますが、資料一覧をつけてございます。次第を1枚おめくりいただきまして、資料一覧というものがございます。ご覧いただければと思います。

資料1～4、参考資料、それから、その他という3部構成で本日お配りをさせていただいております。まず資料1から若干ご説明をさせていただきます。

1枚おめくりください。

資料1「区議会地方分権・本庁舎整備対策等特別委員会（4月27日開催）における主な意見」でございます。

先日の区議会地方分権・本庁舎整備対策等特別委員会におきまして、本検討委員会の第1回、第2回の議論をご報告した際に、特別委員会に所属しております議員の方から出た主な意見をまとめたものになります。

検討委員会の進め方における区側の対応につきまして、区としての考え方を示さないと議論の質が上がらない。検討委員会での議論の集中をもっとすべきである。地域行政についても、区の考え方をしっかり示さないと議論できない。防災拠点となる庁舎につきまして、熊本地震を受けた区としての災害対策の考え方を出すべき。熊本地震をしっかりと調査し、本庁舎整備に反映すべき。このように数多くのご意見をいただいております。ご紹介をさせていただくとともに、これらの意見をもとに、皆様の議論がさらに活発になるよう期待していくものでございます。

続きまして、資料2でございます。

先ほど委員長からございましたが、傍聴者の意見書のまとめでございます。内容につきまして、改めてご確認をいただければと思ってございます。

続きまして、本日の資料3でございます。

「本庁舎等の規模について」というところでございます。こちらは本日の資料3の規模に関する区の考え方及び資料4でございますが、規模に関する統括の資料につきましては、本日の世田谷区民会館及び本庁舎等の規模の議論をしていただく際に使用する資料でございます。後ほどご説明をさせていただきます。なお、資料3は本文及び別紙1～4までで

構成をされてございますので、各委員の皆様、ご確認をいただければと思います。

続きまして、参考資料になります。別な形でクリップどめをさせていただいているもの
でございます。その1枚目でございます。こちらの参考資料でございますが、いずれも今
後の議論の基礎資料といたしましてご活用をいただければと思っております。参考資料
の1枚目でございます。「地域行政制度の推進と職員数の状況」でございます。前
回ご指摘をいただきまして、地域行政制度と職員数について、非常勤職員を入れた資料
をご用意させていただきました。詳細は前回ご説明をさせていただいておりますが、平成
28年度、一番下の行になりますが、こちらの右から4列目をご覧ください。総合支
所の総計の一番下でございます。28年現在、全体で1,561名の職員が総合支所に
おります。内訳がその右側でございますが、うち常勤が1,020名、非常勤が541名、
合計で1,561名でございます。さらにその内数といたしまして、出張所・まちづくり
センターの職員数を記載させていただきます。

次に、1枚おめくりください。「中庭利用状況（平成27年度）」でございます。こ
ちらも前回ご指摘をいただいたもので、今回ご用意をさせていただきました。中庭の
部分で1年間を通じ、どのような内容で使用されているかというものを表にしたもの
でございます。見ておわかりのとおり、各種事業・イベントの他、さらに下のほう
に行きますと駐輪スペースと書いてございますが、区民会館で行う催し物に合
わせまして駐輪スペースとしての使用をしたものがございます。さらに消防訓練
等で使用をいたしまして、1年間で123日ほど使用をしております。

続きまして、1枚おめくりいただきまして、「第2庁舎ロビー利用状況（平成27年度）」
でございます。

第2庁舎はこちらの建物になります。本日、皆様、正面玄関から入ってきて
いただいたと思いますが、入るとすぐ少し広い空間があったかと思いますが、そ
このことでございます。こちらでございますが、1年間を通してどのような内容
で使われているかということを一覧表にさせていただいたもの
でございます。区の施策や事業のPR、さらにはイベント
等で、1年間でこちらは276日ほど使用をしているもの
でございます。

続きまして、また1枚おめくりください。

こちらからは前回は資料としてお配りをさせていただきましたが、本日の個別機能整備
課題ごとの整備方針案につきまして、検討素材の第4章の基本的方針の4及び5の議論
の際に必要と考えまして、今回、改めて「本庁舎整備における議会機能について(たたき台)」、
1枚おめくりをいただきまして「本庁舎等整備（検討素材）第4章 用語解説資料」の資
料をご用意させていただきました。ご活用いただければと思います。

最後になりますが、議事録のこと
でございます。皆様にご確認をいただきまして修正
したものを本日机上に配付させていただいて
ございます。

本日、委員長、岩橋委員からご署名を
いただきましたので、区のホームページの
ほうで公開させていただこうと思
っております。なお、前回、議事要旨
についてご議論がござい

ましたが、前回委員会で決定したとおり、議事録とは別途作成したものを委員長及び副委員長の確認を受け次第、ホームページのほうで公開をさせていただこうと考えております。

配付資料の確認及び説明につきましては、以上となります。

卯月委員長 ありがとうございます。

皆さん、過不足ございませんでしょうか。

今、議事録の確認というものがございましたが、副委員長から一言。

齋藤副委員長

今、議事録要旨を委員長と副委員長で確認させていただいている最中でございます。要旨ということで簡便にまとめていただいておりますけれども、ただ、この委員会に出席している者にとっては理解できるのですが、この委員会に出ていなかった人にとっては簡便過ぎると誤解も少々生じてしまうのではないかとということで、今どのような形で利用していただくのかということを検討中でございます。

以上です。

卯月委員長 基本的には要旨をまず見ていただいて、少し気になる点があれば正式なほうの速記録をご確認いただくという形のほうがよろしいだろうという方向になりつつあります。さて、よろしいでしょうか。

官尾委員 ただいまの議事要旨の件につきまして、確かに前回議論させていただいたのですが、私、今回の5月9日までに意見を出せということで、書面で意見を出させていただきました。議事要旨なのですが、議事要旨の位置づけをどうするか。つまり、正式書類なのか、正副委員長と区による単なる見解書なのか。次に、議事録は口述筆記のものにするということでもありますので、その記述からでは発言者の意図を正確に理解しがたいことは結構あります。ということで、議事要旨の作成にあたっては、事後のトラブル防止の観点から、ポイントにおいては発言者のご意向を確認された上でそういう記載をされたほうがよろしいのではないかと。

それともう一つ、議事要旨をおつくりになるのであれば、やはり早期に早い時期におまとめいただきますと、随分たってからでは、それこそ1カ月もたってから1カ月前の会議の議事録、口述筆記を読み直しながらかまた見るというのはいかがなものか。基本的には、その議事要旨なるものを速やかにおつくりいただくのがポイントではないか。口述筆記につきましては録音しておられるわけですから、極端に言えばいつでもその文を確認できる。こちらは逆に急がなくても場合によったら良いのかなと思ったりしております。

以上です。

卯月委員長 私の意見は、正式には当然速記録なのだろうと思います。ただ、それをホームページに上げて皆さんに見ていただいたりご活用いただいたり、次回の委員会にまたさらにご意見をいただくには相当な時間がかかる。3時間ですから、3時間かかってしまうかもしれないということで、全員の確認はできなくても事務局と委員長と副委員長で概要についてまとめようというのが趣旨でございますので、できる限り早い時間の中で対応

するという事は事務局も重々承知していると思いますので、そのように対応したいと思います。ありがとうございます。

それでは、議題に入ってもよろしいでしょうか。

第4章になります。第4章の基本的方針の4、このたたき台で申しますと21、22、23、24ページ、これは基本的方針5ですが、ここについて、まず事務局よりご説明をいただいて、その後、議論したいと思います。よろしくをお願いします。

岡田総務部長 それでは、基本的方針4と5についてでございます。いずれも前回一括でご説明をさせていただきましたので、簡単にさせていただければと思います。

まず、基本的方針の4でございますけれども、「機能的・効率的で柔軟性の高い庁舎」ということで、これは執務環境、議会機能ということで整理させていただいております。

執務環境については、区の中にあります作業部会で議論をして整理したものでございます。まず、執務空間の整備ということで、部課の間に間仕切りを設けないオープンフロアを基本とする。2点目ですけれども、情報通信技術（ICT）を積極的に活用して、必要な設備、機器等を設置するスペースについても検討していく。役所の中、組織改正が頻繁に行われます。組織改正に伴うレイアウト変更にも柔軟に対応できるよう、フリーアクセスフロアの導入などを検討する。執務室の机や配置を統一化して、人だけが動くようなユニバーサルレイアウトの導入を検討するとしてございます。部署間の連携を考慮した配置。これはなかなか今できていないところなのですが、関連性の強い部署はできるだけ近接した階、エリアに配置するという事で、仕事の質を高める工夫をしていきたいということでございます。

次に、会議室の整備ということで、会議室については、職員だけでなく、区民あるいは事業者の方たちと協働で政策形成していく場としてのスペースという位置づけで整備、確保していくというようなことを記載してございます。また、5つ目のポツにありますけれども、会議室を集約して配置するのか、また、各フロアに分散して配置するのか。これらについても検討していく。前回のご議論の中で、災害対策本部の機能を災害時と平常時とに分けて、平常時から災害時にどう使うという意識をした設計をするべきというご指摘をいただきましたが、そういったことを含めて検討をする必要があるということでございます。

打ち合わせ・作業スペースということで、これは日常的な打ち合わせや作業ができる共用スペースを各フロアに確保する。冒頭と一緒にすけれども、職員だけでなく関係者の方、区民の方と打ち合わせをするスペースというものをできるだけ確保をしていくということでございます。

書庫・倉庫の整備ということで、少々細かいのですが記載をさせていただいております。

次ページですけれども、職場環境の整備ということで、更衣室あるいは職員用食堂といったことについても記載してございます。

(2)の議会機能でございます。後ほど規模のところでご説明をさせていただこうと思

っておりますが、議会機能のところにつきましては、世田谷区議会の地方分権本庁舎整備対策等特別委員会で議論を開始しております。これらについて、規模のところでご紹介をさせていただいて、またご意見をいただければと考えております。

基本の方針4の説明は以上になります。基本の方針5も説明してしまったほうがよろしいですか。

卯月委員長 今回の議会機能は、資料4-3の説明は先にしたほうが良いのではないですか。

岡田総務部長 規模のところで作らせていただいたほうがスムーズかなと思います。

卯月委員長 わかりました。では、基本の方針4で一応とめましょう。ありがとうございます。

それでは、基本の方針4、21ページ、22ページ、議会の部分は少し除くということになりましたけれども、それについてご意見のある方はいかがでしょうか。

小杉委員 執務環境と書庫・倉庫の整備に関して、先日、中を見学させていただいた際にすごく強く感じたのですが、安全面が今の状態だと非常に危ういなと思っているので、安全性に関しても何らか明記していただいて、棚の配置など、もちろん効率的であり機能的であることは重要なのですが、そういった安全面を考えた何かルール決めも必要なのではないかなと強く感じました。

以上です。

卯月委員長 安全というのは倒れてこないとかという意味ですか。それとも中の情報のセキュリティという意味ですか。

小杉委員 ごめんなさい。まず倒れてこないとかということなんです。

山崎(節)委員 資料3(別紙1)等で具体的な規模等をしてしておりますが、やはりこのところは現状がどうなって、計画がどうなるか。いわゆるビフォア・アフターでももう少し具体的な数値化をしたほうが皆さんにはわかりやすいのではないかと。恐らくこれから区民にいろいろ意見を求められますと、現状がどうでどういう姿になるのですかと。執務室が現状何㎡で、では、その広くなる部分は何でそんなに広く必要ですかという意見が求められると思うのですが、そういうものが今後準備しておかなくてはいけないのではなからうかと思っております。

卯月委員長 ありがとうございます。

規模についてはこの後も引き続き行いますので、ここでいろいろ内容についての検討したことを踏まえて規模の議論をしたいと思っております。

官尾委員 前回も少し申し上げたかと思うのですが、工のところの職場環境の整備で、いわゆる職員の方の食堂につきまして、区民会館のところでも触れたいと思うのですが、これは効率的なものをおつくりになっていただきたいと思っております。

ご承知のように、50年前は東京の各企業も民間の施設が不十分だったというところで大抵の会社はみんな社員食堂があったのですが、現在は特別な目的を持ってつくった

企業さん以外はほとんどありません。これは世間的にいろいろな民間の設備、民間インフラと言いますか、そういうものが充実してきたということでもありますので、このところは区役所の職員用の食堂とかカフェというのは職員の方に限っていただくほうが投資のお金、運用上も極めて良いのではないかと。ここを訪れられる区民の方というのは、もうすでに周りで十分それだけのそういうサービスを受けることはできるわけですから。なおかつ世田谷区役所、ここにつくられる。そうすると、もう烏山とか遠いところからですと例えばレストランのために来るといってもないし、そういうことからしますと、区民のいわゆるサービスの公平化からも、ここは職員の方に限っていただいてよろしいのではないかと考えております。

以上です。

黒木委員 IT化時代のオフィスのあり方というのは、庁舎が完成する5年先か7年先かわかりませんが、画期的に変わっていると思うのです。その辺のIT化時代のオフィスのあり方というのはどういう形で検討をなされていますか。というのは、先ほどキャビネットの話が出ましたが、キャビネットがオフィス空間に置かれている状態というものがほとんどITの中に組み込まれて非常に少なくなってくるのではないかと私などは考えるのですが、その辺はいかがなものでしょうか。

卯月委員長 実際には規模との関係もあると思いますが、せっかくのご質問ですから、よろしくをお願いします。

岡田総務部長 先ほど申し上げました庁内におきます作業部会の中では、21ページにありますけれども、ICT技術に対応したスペースというようなことで議論をしております。ですから、私ども今、情報政策課というところがありまして新しい技術をどんどん入れておりますけれども、それらに対応するようということ考えております。ただ、今、黒木さんがおっしゃった趣旨は、さらに先進的な技術がいろいろ出てきているのだろうということだと思います。それらについては、またこれから設計段階等で、それこそ専門家あるいは事業者の意見も取り入れさせていただいて時代に即した対応をしていきたいと考えているところです。

以上です。

黒木委員 ありがとうございます。まさに規模との問題に物すごい影響してくる話だと思いますので、規模のときにもう少し議論を詰めたいと思います。

三田委員 基本的なことをお伺いしたいのですが、テーマとしては同じかもしれないのですが、小杉委員がおっしゃったことで確認させていただきたいことがあります。区行政ではいろいろな書類がたまっていくと思います。それをどのように、つまりどの書類を残してどういうものは残さないという基本的な方針はあるのでしょうか。

卯月委員長 では、回答をお願いします。

岡田総務部長 私ども、文書のお取り扱いについては基準がありまして、永年保存するもの、10年、5年、3年と1年ごとに捨てるものということで、その基準に合わせて書類

の整理をしております。ただ、先ほど小杉さんがおっしゃったように、今、庁内ではかなり雑多な形になってしまっているところがございます、これは消防法上もちゃんとしていなければいけないところですので、今、満杯になって不十分なところはたくさんあると思いますので、これからその辺は改善していかなければいけないと考えております。

以上です。

山崎（廣）委員 会議室等の整備のところなのですが、先ほどから出ている面積がわからないので私の質問ももしかしたら外れているかもしれないのですが、もちろんOA機器の設備の場所は確保してその他の場所は区切られているとか、こういう文章を読むと災害のときの避難とかそういうような対応も考えてらっしゃるのか質問したいと思います。

岡田総務部長 災害の際の対応ですが、私どもは非常時の対応ということで、年に1回は自衛消防訓練で、どこで発災したときに誰がどう誘導して誰が消火をして避難をするのかというようなことは毎年訓練しております。ですから、そういった中で、それぞれの庁舎のそれぞれの階ごとに責任者を決めて訓練をしております、そのように動くように想定をしております。回答になっておりますでしょうか。

山崎（廣）委員 私の質問が悪かったのかもしれないのですが、災害時にあいている場所として会議室などは結構あると思うのです。それを災害時の対応できるような感じで考えてらっしゃるのか、そこを例えば最後のほうのOA機器の設備はもちろん大事ですね。その他の部分をこの間ときに何万という人がこの庁舎に押し寄せてくるといったので、こういう場所もそういう対応として考えていらっしゃるのか質問したかったのです。

卯月委員長 会議室の発災時の一般開放が考えられているのかというご質問だと思います。

岡田総務部長 災害時の庁舎の使い方ですが、今、十分とは言えないのですが、今回の九州の災害での経験もありますし、これまで考えていただけの機能というか部屋で良いのかということは現在ございます。

例えば災害対策本部室はどこに置く、無線室はどこにあって、災害対策の事務局はどこに置くとか、それは今はっきり決まっております、先日見ていただいた災害対策本部の隣の部屋で本部を開くとか、そういうことは決まっております。ただ、先日、本会議でもお話がありましたように、例えば警察や消防、自衛隊等の会議はどこですか。それから、ライフラインを担う電気、ガス、そういった民間事業者の方たちも当然活動していただかなければいけませんので、どこでやるのか。それから、報道機関をどうするのか。ボランティアをどこで受け入れるのか。先日、一番印象的でしたけれども、一時的に待避してこられる区民の方たちをどこでどう対応するのか。これらについては、今まさに検討して議論しているところです。今、十分にそれについて絵が描かれているという状況にはないというのは事実でございます。

以上です。

卯月委員長 基本的には会議室も含めて、いざという時のために検討はしておくということではないかと思えます。

三田委員 今、議論になっていることは2つの視点、平常時と非常時のことが並行して議論されているのではないかと思います。私は、非常時ではなくて、平常時の中でこの執務環境の中のアのところの2番目位、要するにITを使って書類を整理するようにするという方向で行くという話だとは思いますが、いずれにしても、平常時の執務をするときに、今度新しく建てたときにどの位の空間をとると何年位書類が山のようにならない、今のような状況にならないとか、こういったシミュレーションはしてらっしゃるのですか？また、それを超えてしまったときに、どのような形で資料を保管するのでしょうか？これは国によっては、IT化していない古い書類は地下を掘ってどんどん保管しています。世田谷区がある以上、書類とか記録というのはどんどん増えていくわけです。またそれを保管しておかなければいけない義務が多分あるのだと思えます。となると、新しいところに移ったときにどのようなシミュレーションをしていらっしゃるのかということ伺いたかったのです。

岡田総務部長 お答えします。今、区の中での文書ですけれども、財務ですとか人事ですとか文書ですとか、それぞれの決裁システムは基本的にITでやるというように切りかわっています。ただ、書類はどうしても必要でして、かなりの量の書類が現在もフロアの中にある。先ほど申し上げましたように、重量な書類で保存しておかなければいけないものは、後ほどご説明しますけれども、船橋にあります船橋公文書庫というもの、そういったところに送り込み、またさらに永年保存は埼玉の企業にお預けしてやっているというようなことで、この庁舎の中に書類をどんどんためていくというようなことはないような仕組みに現在なっております。さらにIT化でそういう紙資料をどの程度小さくしていくかということについては、今すぐには申し上げられませんが、今後の検討課題ではあると思っております。そんな回答でよろしいでしょうか。

三田委員 はい。ありがとうございます。

卯月委員長 みんなで検討していかなければいけない課題でしょうね。

岩淵委員 職場環境ということでお聞きしたいのですけれども、現在、本庁舎の職員の中で女性の方が多いと思うのですが、お子さんもお持ちの方で働いているという方のパーセンテージがどの位あるかを知りたいのです。将来、男女が同じ職場で同じ仕事をしていくという割合が今後30年、50年、増えると思うのです。その場合、育児室だとか保育室だとか、世田谷区は都内でも一番おくと聞いておりますけれども、そういう職場環境の整備を今のうちから案に盛り込んでいったほうがよろしいのではないのでしょうかと思っておりますので、よろしく願います。

岡田総務部長 現在、世田谷区全体で女性職員の比率は31.5%です。特に世田谷区の場合、5,000人の職員のうちの1,000人以上が保育士さんだったりしますので、女性の比率が高い職場になっております。今お話のような、いわゆる子育てをしやすい職場環境という

のは休業制度等で整備しておりますが、この庁舎の中でお子さんを預けて仕事をするというようなことについては、想定は現在していないところです。

卯月委員長 岩淵さんは必要だというご意見ですか。

岩淵委員 はい。なぜかというところ、これからこの基本構想にあるように、区民のための区役所という形もうたわれていきますので、これから区民の方が訪れる場合、そういうお子さんをお持ちの方もたくさんお見えではないかなと思います。ですから、区役所の中ではなくて区の近くにでもそういう施設があれば、お子さんをお持ちの方が気安く来庁できるのではないかなと考えております。

卯月委員長 職員のためだけではなくて来庁者のためにもということですか。

岩淵委員 来庁者も含めてです。

卯月委員長 では、もう一度お願いします。

岡田総務部長 今現在も、今回たまたま子連れの方の方はいらっしゃらなかったのですが、私どもこういう会議をやるときにはひととき保育と言いまして、大抵この裏の部屋を使うのですけれども、部屋をとりまして、そこに保育士に来てもらいましてお子さんを預かって、やるというようなこともしております。また、これは全体の環境の問題ですけれども、各窓口のあるフロアでも、現在も子育て中の区民の方がよくいらっしゃるフロアにはお子様用のスペースを用意しておりますけれども、そういった配慮はこれからますます必要になるだろうと考えております。

卯月委員長 多分今、大きなシンポジウムとか会合のときにはやっているのかもしれませんが、小さい会議のときまで行き届いているかどうかわからないのでとても重要な視点かと思っておりますので、職員のほうのことも含めて1つのテーマとしてご意見をお伺いしましょう。ありがとうございます。

黒木委員 先ほどどうしても紙保存が起きてしまうという話なのですが、どうしても紙保存が起きてしまうという紙で保存しなければならないというのは主にどういう書類なのですか。全部パソコンの中に入れておけないのですか。

卯月委員長 お願いします。

窪松公共施設マネジメント推進課長 例えば私の関係の仕事ですと、公共施設の建設をやっております。施設建設にあたり、補助金をもらったり、そういうものが会計監査の関係で10年保存とか、あるいは先日、耐震偽装のこともございましたけれども、確認申請をさかのぼって見てみるというようなこともあって、そういう建築の申請書類も10年保存になっており、原本として保存されているところでございます。

以上でございます。

卯月委員長 いろいろな部課でそういうものはあるのでしょうかね。

板谷政策経営部長 今、言ったように、私ども、国とか補助金をいただいた場合には、その後、会計検査というのも何年かのうちに入ったりということもありますので、そういったときに求められるというようなところもあります。

あと、今、建物と言いましたけれども、建築確認の関係も保存年限は決まっていますし、いろいろな領域にわたってそれぞれ国庫補助金等々で備えと、あるいはいろいろ許可、認可をした場合に後々監査請求等々そういった備えというものも文書的なものというのは必要になる場合等もございます。

黒木委員 紙が必要ないと言っているのではなくて、それをフロアに保管しておく、それぞれの担当部署、それが必要なのですかということなのです。ですから、それが必要なときに取り出せば良い話であって、そういう形でオフィス空間を変えるということが考えられないのかということが私の質問の趣旨でございます。

卯月委員長 よろしく申し上げます。

岡田総務部長 先ほど申し上げたとおりでして、電子化した形で保存していることもありますけれども、紙で例えば区民の方とやりとりをした記録でやりとりをすとか、どうしても紙でないとやれないという仕事はありますので、一定程度の書類を保存する空間というものは必要だというように考えております。

卯月委員長 その点については、庁内の委員会もあるということですので、こういう意見が出たということ踏まえて、できる限りオフィス空間を安全に、少し資料を少な目ということの方向は確認していただきたいと思えます。

三田委員 どうでしょうか迷っていたのですけれども、でも、ここを見回すと男性が圧倒的に多いので、就労と育児に関し一言、違った視点から発言させてください。先ほど子供を連れて庁舎に来るとか、職員の方が子育てをするために庁舎内に保育所を設けるとかというような話の方向に今、行ったように理解しています。私は、多分、保育園に子供を預けながら正規の仕事をしてきた本当に初期のころの人間だと思います。日本でもやりましたし、海外でもやりました。日本のようなラッシュアワーがあるようなところで小さい子供を連れて自分の勤務先に行くということについては、私はとても疑問に思っております。今、もう学会だとかシンポジウムでは子供を預けるところを設けるとするのは当たり前になっていますから、この庁舎内に設けてもそれは当然あって良いと思えます。とはいえ、いわゆる通常の勤務時間に間に合うように子供を連れてラッシュ時間に乘って職場に行く場合の子供の負担をいろいろ考えられたほうが良いと思えます。

海外などの場合ですと、もう交通量が全然違います。通勤する親御さんは、子供を保育園に預けるにしても職場の保育所に連れて行くにしても、公共の交通機関を利用しません。自分で車を運転しながらほいっと連れて行って置いていく（置く）ということです。ですから、その状況は日本とは全然違うので、単純に職場に子供を連れていけるようにしたほうが良いねと短絡的に判断せずに、もう少し多方面から議論していただきたいと思えます。

卯月委員長 ありがとうございます。それでは、それも含めて議論していただきたいと思えます。

もしよろしければ、基本の方針4は、この後、議論する規模とも大きな関係がありますので、議会機能も規模のほうで議論したいという事務局の意向がありましたので、とりあ

えず基本の方針4は置きまして、基本の方針5に移りたいと思います。これについての追加の説明がありましたら、よろしく申し上げます。

岡田総務部長 それでは、基本の方針5「環境に配慮し環境負荷の少ない持続可能な庁舎」について、ご説明をさせていただきます。これは前回と重なってしまいますので簡単にご説明をさせていただいて、今日ご欠席の学識委員である小林先生から、この基本の方針5について意見のペーパーも来ておりますので、それについても後ほど課長からご説明させていただきます。

まず(1)環境対策ですが、高い環境性能を備えた庁舎。イとしてCO₂削減及び省エネルギーの推進。ウとして自然の恵みとエネルギーの有効活用。エとして施設緑化等環境への配慮ということで4点挙げております。

まずアの高い環境性能を備えた庁舎ですけれども、「環境共生都市せたがや」の実現に向けまして、CO₂削減に向け省エネルギー化を図るということを記載しております。また、次に、施設緑化等の環境への配慮を積極的に講じる。環境に配慮した資材を活用するとともに、総合的に環境品質の高い庁舎とするために、建築環境総合性能評価システム(CASBEE)に基づく上位ランクを視野に入れた検討というようにしてございます。これについては、小林先生からご意見があるようですので、後ほどご紹介させていただきます。

また、イとしてCO₂削減及び省エネルギーの推進ということで、省エネルギー技術の動向も見据えつつ、費用対効果を考えながら導入可能な技術について積極的に検討すると記載してございます。また、エネルギーの使用状況と設備の運転効率に係るマネジメントシステムの導入を検討するとしております。

自然の恵みとエネルギーの有効活用のところでは、コージェネレーションシステム、水素燃料電池など環境性能が高い分散型エネルギーの導入について、災害時の活用も踏まえ、検討するとしております。

また、エの施設緑化等環境への配慮では、みどりのネットワークに配慮し、施設緑化を推進する。ヒートアイランド現象の抑制に配慮した舗装材の活用など環境に配慮した庁舎となるよう検討する。再生材など資材を使用するとともに、副産物の抑制とリサイクルを進め、環境負荷の低減を図るとしております。

1枚おめくりいただきまして、持続可能性ということで、アのライフサイクルコストの低減ということで、イニシャルコスト、ランニングコスト、そして危機対応コストも含めたライフサイクルコストの低減に取り組む。維持管理にすぐれた構造・材料の採用など、維持管理費用の抑制にも配慮するということです。

将来の変化への柔軟な対応ということで、先ほど申し上げましたけれども、行政組織が変わっていきます。スケルトン・インフィルの考え方などを参考にした設計、工法の採用を検討するということに記載してございます。

委員長、ここで小林先生のご紹介をさせていただいてよろしいでしょうか。

卯月委員長 お願いします。

秋山庁舎計画担当課長 私の方からご紹介をさせていただければと思います。

皆様のお手元に「『世田谷区本庁舎等整備（検討素材）』に対する意見」ということで1枚、小林委員からのものがあると思いますので、こちらをご覧いただきながらご説明を聞いていただければと思います。

まず1番でございます。検討素材の23ページの（1）のアの最初の黒丸についてでございます。黒丸の2行目、「CO₂の削減に向け」という言葉がありますが、この箇所を「2050年CO₂排出量の80%削減、21世紀末における脱炭素の達成に向け」等、もう少し具体的に修正をしたらどうかというのがご意見でございます。

その根拠といたしまして、2050年、CO₂排出量80%削減というものが日本国の掲げる目標であること。また、21世紀末における脱炭素化がパリ協定の根底にあります国際的に共有された目標であることでございます。ちなみにですが、今、言った中で脱炭素化という言葉がありました。こちらは二酸化炭素及び一酸化炭素の排出を限りなくゼロにするということでございます。

続きまして、2番でございます。同じく23ページの（1）のアの3つ目の黒丸の点でございます。下から2行目以降、「建築環境総合性能評価システム（CASBEE）に基づく上位ランクを視野に入れた検討を進めていく」というのが現在の文章でございますが、「建築環境総合性能評価システム（CASBEE）に基づくSランクを達成できるよう、改築または改修の設計を行う」という形で修正をしたらどうかというものでございます。ちなみにですが、建築環境総合性能評価システム（CASBEE）というものが先ほどから何回も言葉が出てきておりますが、こちらは一言で言いますと、建築物の環境性能で評価をして格付をする手法のことを言います。いわゆる省エネルギーや環境負荷の少ない資機材の使用といった環境配慮はもとより、室内の快適性や景観への配慮なども含めた建物の品質を総合的に評価するシステムでございます。それらにつきまして、実はさまざまな評価項目がございます。こちらの評価を行ってSランク、Aランク、B+、B-、Cというような形で5つのランクに分かれている。その中で、いわゆるSランクというものを書いたらいかがでしょうかというのがこちらのご意見でございます。

続きまして、3番でございます。23ページの（1）のイの2つ目の黒丸でございます。黒丸の最初の2行目に、「熱負荷軽減等を図る方策の活用を検討するとともに」という形で以下文章が続いておりますが、この「活用する」というところで切ってしまうと、それ以外の文章は内容的に重複する。また、トーンダウンが著しいように見えるので削除をしたらどうかというご意見でございます。

続きまして、4番でございます。（1）のイの2つ目の黒丸になります。いわゆる冒頭部分に具体的な省エネルギーの目標を記述したほうがよろしいのではないのでしょうかというご提案でございます。例えばですが小林委員からは「既存の区役所本庁舎及びここに統合される庁舎における現状のエネルギー消費量を半減させるとともに、使用するエネルギーの脱炭素化を目指すこととし、このため、」ということで現在の文章につなげたい

かがかということでございます。

その根拠といたしまして小林委員からは、2020年までに新築公共建築物でネット・ゼロ・エネルギー・ビル、これは「ZEB」と小林先生は書いてありますが、「ゼブ」と読みます。こちらのZEBを実現するというのが国のエネルギー基本計画で設定した目標であることが挙げられるということでございます。なお、小林委員の資料で2018年とございますが、調べましたらこちらはイギリス、英国の目標の年度でございますので、日本国のほうは2020年为目标年度というようになってございます。

今、聞きなれない言葉でZEBという言葉が出てきましたが、こちらを簡単に申し上げますと、例えばですが、冷暖房等をやりますと当然エネルギーがかかってきます。そうすると、このエネルギーのまず消費量を大幅な省エネルギーで50%位、半減位省エネで頑張ってくださいというものが1つ。そうすると、残りまだ50%エネルギーがありますので、こちらの残りの50%を再生可能エネルギー、いわゆる太陽光であるとか等も踏まえまして、導入で賄ってエネルギー消費量は正味ゼロである建物を目指してくださいというものがZEBということでございます。

小林委員からの5番、6番、こちらは表記の記載のとおりでございますので、説明はございません。

私からは以上でございます。

卯月委員長 ありがとうございます。

それでは、小林先生の意見も踏まえて、この基本的方針5について議論したいと思えます。ご意見ある方はいらっしゃいますか。

官尾委員 たびたびすみません。私、これは本当に個人的な意見なので恐縮なのですが、こういうところは行政が担当されて書かれると、いろいろ書きたい部分ではあると思うのです。ただし、全体的イメージとして言い過ぎではないか。結論としては、建物を建てて、いかに管理するか、運用するかということ。もう一つ、CO₂削減に向けという、それほど大層なことではなくて、省エネ位が世田谷区、行政がやれる最大のポイントではないか。

例えば化石燃料を大量に使う企業がその使用量を減らす。あるいは車は今、水素だとか電気だとか、そういう化石燃料を使わないほうに変えるということは大変効いてくるわけですが、省エネ位ではそんなに、もちろんやらないよりは効果はあるわけですが、ここで取り上げて書くことが必要なのかなと思ったりしました。

5行目の区民が学習するという記載がありますけれども、これも少し言い過ぎかなと、押しつけがましいのではないかなというように思いました。

ウのところですが、表現は悪いのですが、書けば良いというものではないので、地中熱など世田谷区では基本的にはあり得ないと思うのです。ですから、この基本方針5の全体的なイメージとしては、世田谷区としてはコンパクトなものをつくることによってこういう環境への貢献をするということが使命だと、この程度のことが実際のところかなと思っております。

以上です。

卯月委員長 ありがとうございます。ご意見としてお伺いしましょう。

他にいかがでしょうか。同じ人ばかりなのですからけれども、もう少し他の方も手を挙げていただくとありがたいのですがいかがですか。

佐藤（孝）委員 環境ということですね。ごめんなさい。ハードウェアっぽい記述なので、そうではなくて、例えばごみ対策、そういう視点はここにはないのでしょうか。先ほどの資料が大量にストックされているというものがありませんけれども、そういう処理の運用とか、あとは私の勤めているオフィスの手元にもごみ箱がないのです。あと会議をするとき、今、すごい紙がありますけれども、紙で印刷してきてはだめだという運用をしてくれていますし、そういうものを含めての記述にはしないのでしょうか。

岡田総務部長 非常に重要な視点だと思います。私どもハードの面だけではなくて、実際にライフサイクルコストの低減というようなこともしておりますけれども、維持管理をしたり、あるいはその中で活動していく上でコストなり資源をできるだけ使わなくすることは非常に重要な視点だと思いますので、その辺については意識していきたいと思います。確かに庁内議論としては少し不足していたところかなという気はいたします。

卯月委員長 佐藤さん、私が聞いて良いですか。ごみ箱がなくて会議に書類を持ってきてはいけないというのは、ちゃんと機能しているのですか。

佐藤（孝）委員 最近なのですからけれども、手元に、よく机の横に自分のちょっとしたごみを捨てるというごみ箱があったのですが、それをやめて、フロアだったらあるところにしかがみ箱がないのでということでごみを減らそうみたいな意識を高めたりとか、あと会議上はできるだけ事前に送付して見てこいとか、PDFにしてそれをパソコン上で見るとかそういうような運用をしているので、それはそれで不便な部分もありますけれども、そういうようにやっていかなければということなので、ここで入れるべきなのか、この4とかの部分なのかわかりませんが、そういう視点を入れていただけたら。どうしても全体的にハードウェアというか、そこで働くソフトとかサービスみたいな視点が余りないような気もするので、それを一言言わせていただきました。

卯月委員長 そうですね。前の基本的方針の執務環境のところにも書いたほうが良い内容かもしれませんね。民間のほうがいろいろな意味で進んでいるのは確かなので、もう少し庁内の委員会の中でも民間のいろいろな検討もしていただけたらありがたいと思います。これはこの委員会としての意見でもありますので、よろしくお願いします。

山崎（廣）委員 先ほど環境に配慮する基本方針第5のところ、これほど細かく書かなくても良いのではないかという意見がありましたけれども、私としては、庁舎を建て直すにあたって、こういう方針でこういうような政策とか計画を持ってやっているということがこれ位細かく書いてもらったほうが質問をしやすいし、後々、もしかしたら違うのではないかとか思ったときもこういう文章があれば質問とかできると思うのです。だから、こういうものは必要だと思います。

以上です。

黒木委員 今、山崎さんがお話ししたのでその問題は話しませんけれども、ごみの話が出たので、今回、庁舎を新築するか、改修して使うか、ゼロベースでいろいろなことを考えましょうということが第1回で話されたと思うのですが、参考意見として聞いていただいても結構なのですが、例えば第1庁舎、第2庁舎と区民会館をもしも壊して新しく建てるとなったときに、それを壊すときに生じるCO₂と産業廃棄物の量がある大学の建築の先生に計算してもらったのです。第1庁舎、第2庁舎、区民会館を壊すと、約153万8,685kgのCO₂が排出される。排出の産業廃棄物は9万107.7t排出される。例えばCO₂ですと樹齢約50年の杉1本というのは年間14kg位のCO₂を吸収するのですが、それに勘案すると何と10万8,778本の杉の量になるわけです。すなわち、建てた建物がCO₂を排出しない、環境にやさしい建物ということではなくて、建物を壊すことによってもCO₂が出るということをきちんと考えた上で庁舎のあり方というものは考えておく必要があると思います。

ですから、これから環境環境と言ったときに、何でも既存のものを壊して何かするというのではなくて、国土交通省も公共施設の長寿命化をうたっております。例えば今までコンクリートは50年だったのを75年、公共建築は長寿命化するように、要するにメンテナンスのスケジュールを組みなさいというようなことも国から言われていますので、この環境という問題は非常に幅広くいろいろなところで考えなくてはいけないと思っております。

もう一つは、最近はグレーインフラからグリーンインフラの時代。これも国土交通省が言っていて、公共施設に対して長寿命化をするために、いつまでもグレーインフラ、要するにコンクリートに頼ったインフラをつくるのではなくて、もう少し自然の力を生かしたインフラをつくっていかうというような方針に国土交通省も変わってきています。やはりその辺を踏まえて庁舎の環境ということは幅広く環境の問題を捉えていくべきではないかなと私は思っております。

以上です。

卯月委員長 これも大変重要なご指摘だと思います。多分基本的方針5のところ而言えば、エのあたりにももう少しそういったニュアンスを書き込むということも必要かと思えますし、日本ではまだ余り進んでいないけれども、壊して新たなものをつくるときに、それに変わるCO₂対策をしるという方策が出ていますね。ミティゲーションとか、今日は阿部先生がお休みだから、私よりもっと詳しいと思いますが、やはりここにも書いてある周辺のみどりのネットワークみたいなもの、あるいは敷地内のみどりのネットワークは、見た目にきれいだからだけではなくて、CO₂のためにもそれだけ大きな負担を自然に対してかけているのだから、新たなものにたっては復元しましょうというポリシーがとても必要だと思います。ありがとうございます。

黒木委員 例えば壊しての話をししましたけれども、スケルトン改修というものがありまして、躯体だけ残してリノベーションするか、コンバージョンするかという方法もあると思うのです。その場合にスケルトンで第1庁舎、第2庁舎、区民会館を残したときは、CO₂

の排出量と産業廃棄物の排出量が約10分の1で済むのです。11分の1と言っても良い位、その位違うのです。約90%のCO₂の差がある。そういうことも十分考えてこの問題を捉えていくべきではないかと思えます。

卯月委員長 ありがとうございます。

その他、この基本の方針の5について、ご意見ございますか。よろしいですか。この基本の方針1～5、全てこれからの規模、配置等に本当に絡むことですので、これからの議論の中で少し戻るといようなことがあっても良いかと思っておりますので、それでは、次に行かせていただきます。

次は第5章、第6章を含めて、いわゆる本庁舎と区民会館の規模に関する議論です。本検討会議の中で今からお話しする規模の問題、次回予定しております配置の問題、これは一番重要なポイントだと思っておりますので、このたたき台には書かれていないいろいろな資料が今日登場してくることになっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

この5章、6章に共通するご説明を事務局からいただいた後、休憩を挟んで議論をするという形にしたいと思っておりますので、よろしいでしょうか。

それでは、事務局、説明をお願いします。

岡田総務部長 1点、先ほど私の発言を修正させていただきたいのですが、黒木委員からお話があった検討部会でのアドバイザー会議の議事録なのですが、ピンクの冊子というように申し上げましたが、今回お配りした検討素材の37ページの資料編の中にありますので、そちらをご覧くださいと思います。申しわけありませんでした。

それでは、ご説明させていただきます。

第5章の世田谷区民会館、第6章の本庁舎の規模ということが今回のテーマになります。この第5章、第6章に記載している中で、特に本庁舎の規模の面積のところについてはかなり幅を持たせた書き方をしておりますので、これについて、もう少し区としての考え方を整理した上で提示をした上でご議論いただくべきということで委員長からもご指示がございまして、資料3ということで今日お配りした資料で改めて整理させていただきましたので、こちらでご説明させていただければと考えております。

この第5章、第6章、区民会館あるいは本庁舎の規模はどうあるべきかというところが論点でございます。資料3をご覧ください。「本庁舎等の規模について」ということでございます。

「1. 基本的考え方」と記載がございまして。この間、1回、2回の議論の中でもご議論がございましたが、まず最初に世田谷区の地域行政、大都市でありながら地域内分権を推し進めるとい世田谷独自の地域行政については、今後、なお一層、事務事業については、地区・地域が担うことを基本に、地域行政の理念の実現を目指していくということを1点記載させていただいております。

一方、児童相談所の移管を初めとした区の自治権の拡充の取り組みも重要であります。また、前例のない高齢者の増加に伴う地域生活支援、認知症対策あるいは切れ目のない子

供・子育て支援、こういった新たな政策課題に積極的に取り組んでいくこともしなければならぬ。このためには、これまでの行政手法を超えて、多様な協働の仕組みを導入していくことが求められている。これも庁舎の規模を考えると考えるべきではないところだということです。

また、阪神淡路大震災、東日本大震災、さらに今般の熊本地震を経験した今、区民生活に責任を持つ地方政府として災害時に揺るぎのない拠点としての庁舎のあり方についても万全の配慮が必要だということでございます。前回、災害対策ということでさまざまなご議論をいただきましたけれども、震度7が引き続いたとしても区民生活を守るために災害対策活動に対応できる庁舎、これも重要な観点であるというように記載させていただいています。

こうしたことから、引き続き地区・地域の機能を充実させるとともに、本庁機能についても災害時対応を含めてさまざまな責務に確実に対応できる体制を確保していく。このことを庁舎の規模を考えるときの基本的考えとするということで記載させていただいております。

「2.基本条件」でございます。

(1)で新庁舎へ集約する本庁舎関連施設ということで、別紙1に整理させていただきました。検討素材では、28ページに、本庁舎の敷地外にある関連施設については賃料負担等を考慮し、集約をしていくという方向性を出しております。その上で、この周辺の関連施設をどうするかということについて別紙1で整理させていただいております。

別紙1、A3の横の表でございます。まず一番上に新庁舎へ集約する本庁舎関連施設ということで、第1庁舎から東京日産太子堂ビルまで、周辺に借り上げあるいは区の施設として持っている施設の集約ということで、これらについては集約という考え方をしてございます。ただし、1点、第3庁舎のところに括弧書きで世田谷総合支所分を記載しております。備考欄にありますけれども、世田谷総合支所につきましては、三軒茶屋を候補地として現在移転を検討しております。しかしながら、相手方もあり、現時点では本庁舎の面積に含めて、移転が決定次第、本庁舎面積から減ずるということで、ここはペンディングにさせていただきます。

真ん中に、新庁舎を一部集約する本庁舎関連施設ということで、三軒茶屋の分庁舎、それから厚生会館、事務センターということで整理しておりますが、これらについては、まず三軒茶屋の分庁舎については、産業政策部という産業政策を担当している部があるのですが、これを本庁舎に持ってくるということで考え方を記載しております。厚生会館には、研修担当課というものが入っているのですが、この研修担当課は研修会場と不可分ということで今回の集約からは外すということで考えております。

事務センターですが、これは私どものサーバー類が集約されているところですが、ここについては、世田谷サービス公社を初め多くの民間事業者の社員が入って仕事をしております。現在、弦巻にある事務センターと本庁舎が専用線につながれている状態ですが、

災害時に電柱が倒れると本庁舎のパソコンが開くこともできないという状況になるということで、バックアップ機能として、災害対策本部が使う最低限のパソコンが動くだけのバックアップのためのサーバースペースを本庁舎内に確保するということとしております。

あと一番下には、これまで新庁舎へ集約するかどうかということで検討していた施設を2つ載せておりますが、まずMKアースビルという感染症等の菌の検査をするところですが、これは本庁舎に適さないということで外しました。また、先ほど少し議論がありました船橋の公文書庫についても、この本庁舎のほうには引き込まないということでしております。この結果、真ん中辺にありますけれども、対象職員数ということで、本年4月の正規職員2,078名、再任用職員、OB職員です。非常勤職員641名。この641名は実際に籍というか活動場所が出先の機関であったりする職員で本庁に所属しているという職員はおりますが、そういった職員は外しております。また、産休や育休での職員のかわりに採用されて働いている職員もおりますが、これはダブルカウントになりますので外しております。それらを合計で2,831という数字を出してございます。

先ほどの資料3にお戻りいただけますでしょうか。(2)で記載しましたけれども、地域行政を一層展開するという観点、一方で、新たな政策展開や自治権拡充をするという観点の減要素、増要素を総合的に考慮し、28年度当初の本庁舎、関連施設に配置されている職員数、先ほど申し上げた2,831という数字を基本とするとしてございます。

(3)では、今、申し上げた非常勤の考え方を述べております。

(4)で議員数については現在の条例定数50を前提ということで基本条件を設定させていただきました。

1枚おめくりいただきまして、本庁舎の規模ということで、建物の延べ床面積でございます。この間、議論がありました屋外の駐輪場あるいは広場というものは含んでございません。本庁舎の機能につきまして、行政の機能、議会の機能、区民の機能ということで3つに分類しております。まず、行政機能として4万8,250㎡という数字が出ております。これはいわゆる執務スペースとしての4万7,300㎡と災害対策のときの専用の部屋というスペースということで950㎡を想定しております。

議会機能として3,400㎡、それから区民活動の機能として、これも専用で想定する面積として1,350㎡、それと区民会館(ホール)が3,100㎡ということで、それぞれ行政機能が4万8,250㎡、議会機能が3,400㎡、区民機能は4,450㎡ということとしてございます。いわゆる本庁舎という規模につきましては、一番右にありますように、行政機能から区民交流機能までを含めまして5万3,000㎡ということとしてございます。

(1)で、今、申し上げたうちの行政機能についての考え方を記載してございます。

「行政機能」ですけれども、先ほど申し上げた職員数をもとに、地方債基準を参考に算定したということですが、この地方債基準というものが耳なれない言葉だと思います。自治体が庁舎を建設する際に国が示していた基準で、部長とか課長とか係長とか、職層ごとの人数をもとに事務室や倉庫、会議室面積等を導き出すものでございまして、庁舎の規

模を算定する際、一般的に使用されている指標でございます。

この計算につきましては、別紙2をご覧くださいませでしょうか。このような計算の仕方をしているということでお示しをさせていただいております。

2つ黒丸がありますが、上のほうの黒丸が地方債基準そのものでございます。この地方債基準そのもので計算しますと、右下にあります5万8,377㎡という面積が出ます。その下の黒丸ですが、地方債基準を参考に実態を踏まえて算定としてございます。この結果が4万7,340㎡ということなのですが、どのようなことを実態を踏まえて調整したかということについては、その表の下のところに記載がございます。事務室でございますけれども、特別職、地方債基準どおりにいきますと、上にありますように112㎡というものが出ます。また、私どもの特別職は現在80㎡程度で執務をしておりますので、下にありますように81㎡ということで算定式を書いております。部長級については、上の地方債基準ですと54㎡ということですが、現在は私どもの部長級、部屋がない部長もありますし、部屋のある部長の平均としても18㎡程度ということですので、これに合わせております。また、課長級についても現在の課長級のスペースの平均値に合わせて出しております。また、係長級についても一般職員の机との比較で1.4倍程度ということで調整をしております。

その他、会議室等のところについて、事務効率化等で若干減らしている。あるいは玄関等については、一般的な民間本社オフィスなどを参考に、地方債基準ではなく世田谷独自の基準ということで計算をしております。これは職員数をもとに計算をするということで出す方式でございます。これによって事務スペース、事務や会議室、その他玄関等のスペースについて4万7,340㎡で計算したということでございます。

またもとに戻っていただけますでしょうか。今、申し上げた4万7,340㎡の中には、災害時に災害対策機能に転用できる会議室あるいは区民との打ち合わせスペースなどを含んでおります。

として災害対策機能です。これは950㎡程度を想定いたしました。通常、専用で置いておくべきスペースとして950㎡ということで、先ほどと同様、実際に災害が起こったときに災害対策に使うものとしては、個別に算定はしないということで算定してございます。

3ページに行きます。次に「(2) 議会機能について」というものがございます。議会機能につきましては、3,400㎡ということで、政令市規模の基準ということで規模を試算してございます。この規模につきましては、現在が先ほどピフォア・アフターをちゃんとしないというお話がございまして、申しわけございません、では、今、ピフォア・アフターでご説明させていただきませますが、2ページの上の表をご覧くださいませでしょうか。行政機能として4万8,250㎡としておりますが、現在は2万6,350㎡でございます。議会機能は2,650㎡でございます。区民機能は4,080㎡でございます。これは後ほどの資料にもついておりますが、そのような整理でございます。

議会機能につきましては、私どもの規模の自治体になりますと、議員数50人ということで堺市や新潟市、千葉市と大体同様の議員定数ということになっておりまして、政令市基

準で試算をして3,400㎡という数字を出してございます。ただし、これは現時点では区議会の中でもまだ議論がされておらず、今後5月、6月の委員会の中でご議論がされることと考えております。本日、現時点での算定式あるいは考え方をお示しさせていただいて、区民の皆さんからのご意見もいただければと考えております。

添付した資料の中で第2回の検討委員会の資料としてお配りしたものを再度お配りさせていただいております。「本庁舎整備における議会機能について（たたき台）」という資料がついているかと思いますが、ありますでしょうか。右肩に「〔参考〕第2回検討委員会資料4-3」というようになっております。わかりづらくてすみません。

これは現在、区議会の特別委員会で議論をされているときの3月2日の委員会でお出されたたたき台でございます。まず1番として基本的考え方として区民に開かれた施設、(2)で議会の独立性とセキュリティの確保を図る。これが2つ基本的な考え方とされております。必要な諸室及び機能ということで、議場・傍聴席、委員会室、会議室、正副議長室、議員控室、議会図書室、理事者控室、応接室、区民ロビー。裏面で、議会事務局というようなことになっております。

皆様にとっては余りなじみがないかと思われそうですが、第2庁舎の4階、5階の図面をつけさせていただきましたが、ここは議会運営委員会室という部屋になります。この他に事務局があり、議長室、副議長室があり、5階に行きますと各会派の議員控室、5つある常任委員会の委員会室というようにお部屋が用意されております。これらについて、現在、2,650㎡で活動をしているということで、これらについて先ほどお示しましたたたき台にありますように傍聴席を広げるであるとか、ユニバーサルデザインに配慮して通路幅の確保、段差の解消をするだとか、公開性を高めるためのレイアウトの工夫をするだとかというようなことで現在検討がされているところでございます。こちらについては、本日、皆様のほうでご意見等があればいただければと思っております。

また戻りまして3ページでございますけれども、区民機能についてということですが、

区民交流機能ということで、専用で想定している部分のみということで1,350㎡を想定してございます。なお、先ほど申し上げましたように、協働のためのワークスペースや展示スペース等は最初に計算しました行政機能の地方債基準で計算した機能の中に含まれているということで個別算定はしてございません。

ですが、区民会館のホール機能ということですが、区民自治を進める上で大規模集会機能は欠かすことができないということで記載をさせていただきました。多様な区民活動に対応できるとともに、大規模災害が発生した際には物資の集積場所等としても対応可能な多目的ホールを整備するというものでございます。これまで25ページの第5章のところでは、1,200人規模の多目的ホールというようなことで、客席としても1,200席を想定しというような記載をさせていただいております。しかしながら、現在の区民会館ホールの中をバリアフリー対応したり、あるいはバックヤードで不足しているものを対応したりということになりますとかなり大きくなってきてまいります。トイレやバリアフリー機能の充実

を図った上で、現在と同程度の3,100㎡程度ということで、客席数は全体規模に応じた席数とするということで想定させていただいております。具体的には設計上いろいろ工夫はできるかと思いますが、800~1,000席というような数字になるのではないかと考えております。

現在の利用状況ということで別紙3をご覧くださいませでしょうか。

別紙3に世田谷区民会館の利用状況ということで、申告された利用人数別にどれ位の数が申し込まれているかということで記載させていただいております。年間で右下にありますけれども、611件です。そのうち1,000人以上の年間利用回数は24、900~999人までが2と、800~899人までが14というようなことで、1枚おめくりいただいたところに実際のどんな活動で利用されているかということに記載させていただいております。これもご覧くださいませと思います。

もう一枚おめくりいただきますと、世田谷区における区民会館の現状ということで、これはこれまでの第1回、第2回のときに、こういった区民の集会機能、全区的な集会機能と地域での集会機能というのはどう違いがあるのだろうかというご議論があったかと思っております。それぞれ地域ごとに区民会館は用意してございまして、世田谷地域から烏山地域まで、それぞれホールの席数と集会室のほうを記載させていただいております。このような形で各地域でも区民会館、そして集会室を用意しているというものが現在の状況でございます。

また、先ほどの3ページに戻っていただいて、駐車場と駐輪場の関係でございます。まず駐車場ですが、現在、来庁者用として53台用意しておりますが、ひどいときはかなり長い列ができるのが現状でございます。そのようなことで来庁者用を80台、公用車用は現在と同程度というようなことで想定しております。この想定は全て地下でございます。駐輪場ですけれども、こちらについては、やはり来庁者用のものが大分あふれているところがございます。現在230台のところ、300台程度ということで、これは想定面積として下にありますが、地上屋外と地下ということで、それぞれに面積を想定するというようにしてございます。

3番目のバイクですけれども、これも現状より若干充実させて地下に整備をするということで面積を出しております。

5番で他区との比較ということで、非常勤職員を含めた職員一人当たりの面積を他区の事例と比較をさせていただきます。別紙4をご覧くださいませでしょうか。資料3(別紙4)ということで、横長のA4の表でございます。平成26年度の23区の本庁舎延べ床面積及び職員数調査ということで、私どものほうで各区から情報をいただいて整理したものでございます。それぞれ区名と本庁舎の延べ床面積、非常勤職員を含む職員数、一人当たり面積ということで整備をさせていただきます。

現在、一番下にありますが、世田谷区の想定する5万3,000㎡という面積を職員数で割りますと、一人当たり18.7㎡ということになります。現状は11.0㎡ということであり

ます。23区平均で言いますと23.5㎡ということで、それぞれ区ごとの整理をしてございませぬけれども、最近建て直した豊島区さんが19.2ということでほぼ同じ位になるのかと思われまますが、全体としては5万3,000㎡を確保したとしても23区の中ではかなり低い水準になってしまうのかというようには考えているところです。

先ほどのペーパーにお戻りいただきます。すみません。最後に、世田谷総合支所についてということで、先ほど集約する施設の中でご説明をさせていただきましたけれども、現在、本庁舎内にある世田谷総合支所につきまして、機能拡充の方向性や交通至便のところに整備するという視界に入れまして三軒茶屋を候補地として移転を検討しているところですが、現在、交渉中であり、現時点では本庁舎の面積に含めまして、移転が決定次第、本庁舎面積から減ずる。基本構想策定、12月までには決定をしたいと考えております。

ちなみに、世田谷総合支所の面積につきまして、先ほどの考え方と同様に算出しますと5,300㎡ということで、前回ご議論いただきましたけれども、移転後に本庁舎に機能を残すとすれば、その分の面積を考えて本庁舎から減ずる面積を想定するということになるということでございます。

非常に資料が飛び飛びでわかりづらくて申しわけありませんでしたが、ご説明は以上でございます。あとこの件に関しまして、今日欠席の阿部委員からいただいているものについての扱いは委員長にお任せいたします。

卯月委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまより10分ほど休憩を入れたいと思います。その後、今、ご説明いただいた議論、それから阿部委員の意見の紹介をしたいと思います。

(休 憩)

卯月委員長 それでは、再開したいと思います。ご着席ください。

区民会館を含む本庁舎の規模ということでご説明いただきましたが、今日欠席の阿部委員から意見が届いていますので、これを事務局からご紹介していただけますか。

秋山庁舎計画担当課 私からご説明させていただきます。休憩中に1枚ペーパーをお配りさせていただきました。検討希望項目ということで阿部委員からいただいた資料でございます。こちらをご覧ください。阿部委員から、第5章、第6章につきまして表記のとおりご意見をいただいております。

まず、第5章でございます。検討素材の26ページになります。1番、(3)交流機能のレストラン・カフェにつきまして、管理運営を行っていく上でも財源負担軽減のためにこういう施設は重要であるというものが1点。

2番の3、こちらも同じく26ページでございますが、今後の課題、管理運営については、管理運営財源を税金のみに頼るのではなくて、収益施設における管理運営費削減のシステムを考慮して施設導入を検討するほうが望ましいということでございます。また、収益を

上げるのに関しては内装も当然大事ではありますが、室内から望むランドスケープ(風景)が施設の収益性を上げるという視点も重要であるという考えでございます。

続きまして、第6章でございます。こちらは検討素材の27ページについてでございます。まず、前文については「基本条件を見据えた上で、本庁舎に入る職員を想定し」ということですが、職員だけではなく、「本庁舎に入る職員、及び利用する区民を想定し」というような形で付け加えたらいかがでしょうかというご意見でございます。

2番の広場の規模の欠如についてでございます。検討素材の第6章の中、確かに広場という形ではございませんので、この中で広場という部分も記載をすべきではないかというご意見でございます。これまで議論をいただきました基本的方針等の部分、いわゆる機能の部分でも広場というものは相当議論の対象になりましたので付け加えるべきであるというところでございます。また、具体的な規模につきましては、日常のイベントでの入り込みの客数、発災時対応の規模が想定されるのではないかとご意見をいただいております。

私からは以上でございます。

卯月委員長 ありがとうございます。

阿部さんのご意見では、私も同感なのが、広場の規模、必要だというように言っているのだけれども、今までの使用状況から鑑みてどの程度のものが必要なのか。それも日常時どの位必要で、発災時どの位必要なのかというご検討をすべきだと思います。

さて、それでは、残った時間、委員の方からこの規模についてのご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

官尾委員 まず区民会館のことでよろしゅうございますね。

卯月委員長 結構です。

官尾委員 まず1番の基本的考え方についてでありますけれども、50年前と違った時代の要請に合った施設として考えていただきたい。つまり、採算等の問題から、民間ではやれないけれども、区民の生活、意欲、文化、そういうことの観点から採算を度外視してやるのが、こういう施設をつくろうというのは基本だと思います。という意識を持って検討を進めていただければと思っております。

2番の具体的に施設計画については、極力、区民ができるだけ平等に恩恵を受けることができる施設とすることが必要ではないかと思っております。世田谷区区民は88万人、東京都では一番、幾つかの県を上回る人口規模の自治体です。県でも県庁所在地に全てが集中しているというわけでは当然ありません。区役所と同じ場所にさまざまな機能を持った巨大なものをつくるのではなく、世田谷区は3層制による地域行政制度を推進しようとしておられるのですから、新庁舎とペアとして1,200名収容できる規模とありますけれども、区を中心にあることがふさわしいイベントホールだけでよろしいのではないかと考えます。

(2)にあります多目的機能については、地域ごと、支所ごとに効率的な施設の配置が現在もあるようでありまして、これを進められていけばいかがかと思っております。

3番目の交流機能ですけれども、レストラン、カフェにつきましては、先ほど先生のご意見もありましたが、私が先ほど申し上げたこととの関連で、施設の機能からこれは要らないのではないかなと思っております。50年前はレストラン、カフェ、コンビニ等々がこのあたりになかったわけです。だから区役所などで公の施設につくったのだと思います。今は違います。失礼ですけれども、区民会館のレストランと近くの手チェーンのレストラン、カフェを比べますと相当差があると思います。味はいろいろ好みもありましょうけれども、施設の快適さ、メニューの豊富さ、値段、サービスなど、少なくとも時代おくれたと思います。これは民間でありますとまた違った考えができると思います。だから、こういう施設は民間、特に大規模チェーンになるうかと思っておりますけれども、任せたいほうがよろしいかと思っております。

区が建物をつくって貸すのではなくて、要するに区民会館の中に入れるということは、区が建物をつくってその一部を業者に利用させる。これは言ってみれば都心にある高級ホテルのレストランと同じ建物がグレードに近いものではないかと思っております。これは民間施設ですと、民間企業ですと、恐らくレストランとかカフェですと、皆さんご存じのように、せいぜい鉄骨、ALC、2階建てがありましょうか、平屋でしょうか。要するに建物にお金をかけないことで、いわゆるリニューアルも可能にする、なおかつ模様がえ等々にもいろいろ配慮できるということから、安価な良いものを提供できるということにつながるのではないかと思っております。

やり方としてはいろいろあると思うのですが、民間業者に土地を貸して事業をやらせる。これは十分な収益性があるわけです。区としては、何ら投資をすることなく土地を貸すことできちんとした収益が得られる。権利関係については、ご承知だと思いますけれども、事業用の定期借地方式によれば、要するにきちんと借地権については問題が解決される。他にもいろいろあると思っておりますけれども、この辺については、以降の事業方式のところでもまた議論になるかと思っております。

つまり、このようなことは戦後、国しかできなかったことで鉄道だとか郵政だとか三公社五現業がありますけれども、今はみんな民間ですね。要するに、もうできるようになったのは民営化することが一番の効率化だということは見えておるわけですから、そういう意味で区民会館を中心におつくりになるのは結構なのですけれども、他の不要なと言うと変ですけれども、重なるような施設についてここはなくして、要するにすっきりした機能を目的とした行政のサービスを中心とした施設としていただきたいと思っております。

以上です。

三田委員 すみません、わからないとすぐ質問してしまってすみません。

本庁舎等の規模について資料3の中で区民会館の利用内容というもので800人以上という資料があると思うのですが、800人以上に行かなかった場合の利用頻度はどの位あるのかということと、すごく基本的なのですが、この区民会館を利用するときというのは主催者側に何らかの費用がかかるのですか。つまり使用料を負担しているのかということ

です。さらに、私はわかっていないのですが、世田谷区民会館が今そこにありますが、これは新庁舎をつくったときに三軒茶屋のほうにその機能や役割を持って行ってしまうという考え方なのでしょうか。そうすると、ここにはキャロットタワーというものがあります。そこの関係をどういうようにするのか、いろいろ頭の中でごちゃごちゃしてきてしまっています。整理していただけたらありがたいと思います。

卯月委員長 では、区民会館の話からまず行きましょうか。

岡田総務部長 区民会館の利用状況の表の見方ですが、説明が足りなくて申しわけありませんでした。400人までというものが一番左にあって、これが470。資料3（別紙3）です。400人までというものが77%で、500人、600人というように切り分けておりまして、全区で公の施設としては1つなので、大規模な講演会や演劇、音楽等で選ばれて使われているという面はありますが、全体的には400人程度というものが非常に多いという状況です。

世田谷区民会館については、全区的な施設としてこの位置で整備をするという考えです。世田谷総合支所が三軒茶屋に移転した場合には、世田谷総合支所としてのホールというものをどうするかというのは今後考えなければいけないテーマになります。

三田委員 併存する形もあり得るということですね。

岡田総務部長 併存もあり得ると思っています。

以上です。

卯月委員長 わかりましたか。

三田委員 わかりました。でも、その併存させてしまうということがどこにも拳がってきていないですね。

卯月委員長 資料3（別紙3）という表を見ると、今、計算すると、利用人員が800人までの年間利用回数を下に%を全部足すと、おおよそ90%ちょっとという感じです。したがって、90%ちょっとは800人までの利用であるということで、先ほど席数の検討をしているけれども、800～1,000人に減ってもそんなに不自由ないというような見解なのかなと思って聞きましたが、言い過ぎだったかな。

三田委員 費用のほうはどうなのですか。

岡田総務部長 費用ですが、利用内容という今の利用率の表の次のページでつけているところに、時間帯であるとか人数であるとか公用・民間とかと書いてあるのですが、民間というのは通常、区民団体なり営利団体でも良いのですが、お申し込みになった。それについては使用料が発生します。それなりの費用はいただくことになっております。今、手元に幾らかというのはないので申しわけありません。

三田委員 1時間いくら位ですか。

岡田総務部長 そこそこの値段位になります。

卯月委員長 後で調べて教えてください。とりあえずはよろしいですか。

三田委員 どういう団体が払わなくて良いのですか。

卯月委員長 それも重要ですね。

岡田総務部長 公用というようになっておりますけれども、区が直接やる場合と区と一緒にやる場合、こういった場合に費用が発生しておりません。

三田委員 説明としてはわかったのですが、では、具体的にどういうときが公用ですか。成人式だとかそういうことですか。

岡田総務部長 成人式であったり、この中で言いますと、例えば3月15日のダンスフェスティバルなどというのは池之上青少年会館だとか児童館だとかいろいろなところが集まって実行委員会形式でやっていて、主催は区ではないけれども、区として応援しているという意味で公用にして使用料は免除しているということで、あと子供映画祭ですとか観劇会ですとか、そういったものについては、例えば私立幼稚園の協会さんと区が共催でやるとか、そのような形で実施しているものです。

三田委員 大体イメージできました。すみません、ありがとうございます。

高谷委員 幾つか意見があるのですが、区民会館のほうに限ってまず言います。25ページの基本的な考え方等の書き方について、ご意見を言いたいと思います。ホールを今回改築あるいは改修ということでつくっていくと思うのですが、やはりホールの目的をきちっと確認しないと今の三田委員のようなご心配もあると思うのです。だから、オール世田谷に位置づけ、かつ世田谷地域の利用がメインであるとか、あるいはホールそのものの整備の目的は何なのか。オール世田谷であれば三軒茶屋にパブリックシアターとかシアタートラムとかあるわけで、演劇系は仮にそちらで満たされているとすると、こちらは少し生音とかに重視したのものにも対応できるとか。ただし、興行系なのかどうかとか、いわゆるプロユースを目的とするのか、区民の音楽活動とかそういうものをメインにするのかとか、あるいは先ほどの成人式という話もありましたけれども、集会機能もあるとか、そういう使い方というか、何に使っていくのか。あるいはホールそのものは、今、劇場もできましたし、区民の生活の中でどう生かしていくのかというのは恐らくどこかで検討していると思うのですが、そういうものが最初にないと、いきなり多目的ホールとして整備するというのは非常に違和感があります。

その違和感はその次のところにつながってきて、舞台でいきなりプロセニウムにしますとか、可動式の音響反射板をつけるとか、それはいろいろな目的があるからそういう形なのかなという。それがある程度、次の基本設計の与条件にするのであれば、もう少し整理された形で書いたほうが良いと思います。その整理をする中で、先ほどありました、私も賛成だと思いましたが、仮に800席とか改修をするにしても耐震補強とかバックスペース、あるいは客席の前後幅とかかなり変わっていますので減ると思います。恐らく1,200席だったら800席位まで落ちるのではないかなと思うのですが、800席位まで落ちてその目的は達成できるということをきちんとうたっていくという書き方が必要なのではないかなと思います。

卯月委員長 非常に重要なご指摘なので、今日の段階で何か世田谷区民会館についての50年前とは随分変わっているということをお互いに認めているわけなので、方針、基本的考

え方の追加はございますか。よろしく申し上げます。

板垣副区長 今、ご指摘のありましたように、確かにこちらの検討素材には目的等については記載していないということは我々も不足しているなと思っております。

今日お出しした規模の説明のところには若干触れさせていただいておりますけれども、基本的にはこの区民会館ホールというものは多目的ホールという形で整備をしたいということで考えておまして、いわゆる興行的なホールということではない区民活動を支えるホールとして全区的な区民活動を支えるかなり大人数の多目的ホールという形を支える場として整備をしたいと考えております。区民活動もいろいろありまして、地域や地区で活動できるようところは地区あるいは地域で使えるホールとか市民活動施設とかが必要だと思っておりますが、全区的な多目的ホールというような形でそれを支える場としての位置づけをやっていきたいと思っておりますので、そういう点を今お話がありましたように、こちらの施設計画でいきなり機能のほうに入っておりますけれども、もう少ししっかりとそこら辺は記載していきたいと考えております。

以上です。

大佛委員 規模計画ということで少しだけ確認させていただきたいのですが、先ほどご意見があったように、椅子のサイズとかを今よりゆったりとすると数が減るとということなのですが、資料3（別紙3）でかなり利用頻度も稼働率が高くてさすがだなと拝見していたのですが、ここで言っている利用者の人数は恐らく申請時の数ですね。実際の実利用者数では恐らくないと思うのですが、そのあたりのバックデータはあるのでしょうか。つまり、実際に1,000人来ると言いながら、実は来たのは700人位でしたとかというのであれば、今、座席数が800人から1,000人位になりそうだということなのですが、先ほど委員長が数えてくださいましたが、素直に見ると10%程度あふれるということですが、実際は10%もあふれないのだというように思うのですが、いかがでしょうか。

秋山庁舎計画担当課長 今、委員からご指摘いただきましたとおり、こちら的人数ですが、全て申請時の人数でございます。現段階で、いわゆるこの申請に対してどれ位の方が来たかというところのデータは実はこちらも持っておりませんので、申請時の人数ということでさせていただいております。

以上でございます。

卯月委員長 そんな冷たく言わないで、もう少し。ただ、区民会館の職員の感じですとこの位ですとかと何か言ってよ。あるいは次回までに調べてみますとか。

秋山庁舎計画担当課長 これは私の私見でございますが、いっぱいいっぱいには確かになつているということはなくとも、何割とは言いませんが、半分以上は確かに来ているという感覚はしております。それぞれの内容について来たり来なかったりは確かにあると思いますが、次回までにどうか調べられるところまで調べたいと思っております。

大佛委員 お仕事が増えるのでなくて結構ですが、ただ、私が申し上げたかったのは、かなり席数が減ってしまうけれども、1,000人規模でやっている団体もいっぱいあるのにそ

れを切り捨てるような話には決してならないのだということさえ確認できれば良いのだと思うのです。

以上でございます。

卯月委員長 とても重要なご指摘ですね。ありがとうございます。

岩淵委員 先ほど来の議論に水を差すかもしれませんが、この世田谷会館、インターネットで見ましたら昭和34年にできたのです。その後に区役所が35年にできたということで、たしか前川さんという方が設計された。その当時、52年前には、この地域にこういう会館とか文化的な施設がほとんどなかったのではないかなと思いますので、設計者としては、まずここに文化的な設備をつくろう、ホールをつくろう、区民の集うところをつくろうという設計のもとでつくられたのがこの区民会館の発端ではないかなと私は考えておるのです。

その中で53年が経過した今、世間は震災震災ということで非常にニュースになっていますし、実際に起こっています。これから30年の中で東京の直下大地震が起きるのではないかという話があります。そういう中で、今、区民会館の利用状況を見ましたところ、私も5年間の実績はどうですかという質問をしようと思っていたのですが、たまたま26年度が出てきたので、やはり1,000人以下及び500人以下の稼働率が非常に多い。1,200人というのはとてつもなく大きな空間と設備費がかかる。それから、公的利用が半分以上を占めているということで、有料はほとんど3分の1以下ではないかなと思います。全部これは税金の負担です。世田谷区だけではなくて他区の使用もあると聞いています。そういう面で税金を使って良いのかということもあります。

この区民会館を一度、5月9日にたしか区長さんがこういう設備は一応ニュートラルにして、それから皆さんの区民との議論とか議会の論議を経て再出発したいという言葉があったのですけれども、この区民会館は53年たちましたので、1回なくしましてここを災害公園にしたらどうかというように考えています。建物は中にありますけれども、公園として広く広場を利用して、そこには災害時、または一般のときにも区民が利用できるスペースをできたらつくっていただきたいと思います。代々木公園もあんなに広いですが、建物はありません。あそこで何かイベントがあるときにはテントとかにわかには建ちます。ですから、そういうスペースがこの限られたスペースの中にあるということは、多方面にこれからも活用していければ、非常に23区の中でも特質な考え方で建築ですか、区役所、支庁舎等の設備を検討したということになるのではないかなと思います。1つ突拍子もない意見で申しわけないですけれども、ご検討願えればありがたいと思っております。

以上です。

黒木委員 この区民会館の話、非常に悩ましく私の立場として考えておりまして、と言いますのは、今お話に出ましたように、52年前に前川先生がコンペでとってつくられた建物です。なおかつ、世界のユネスコがやっているDOCOMOMO Japanに広場と第1庁舎とあわ

せて選定されているわけです。

私は区民会館については、これは私の悩ましいと言った最初の意見なのですが、やはり今の形を残して大規模修繕するか、リノベーションをかけて不自由なところ、使いづらいところを現代に合ったような形で使いやすくすることが非常に重要ではないかと思えます。なぜ重要かと言いますと、その52年間の間にあそこであの建物には、少なくとも世田谷区民の文化が宿っていると私は思っています。まさにあそこは世田谷のある意味、前川先生がやったシビックホールとしての文化の拠点だと思っております。その利用者たちは成人式もやりましたでしょう、小学校での発表会もやりましたでしょう。いろいろなことであの空間に対して世田谷区民の思いがたくさん詰まった建物ではないかと私は思っています。その意味で、この委員会で言うべきことではないのかもしれないけれども、私の感覚としてというか感情として、また私が建物に対する哲学として、建築家としての哲学として、あの建物は世田谷区にとって非常に重要な建物ではないかと認識しております。そういう意味で悩ましいですけれども、一言言わせていただきました。

以上です。

卯月委員長 今、両極端な意見が出ましたけれども、全くどんな意見でもこの委員会の中で出していただいて結構ですから。

勝守委員 私は世田谷区民会館がなくなることに反対です。世田谷フィルハーモニーという管弦楽団に今、私は所属しているのですが、なくなるという話があったときに世田谷区の皆さんと署名をして区長に出したこともあるような位、音楽を世田谷区は本当に大事にしている区だったのでみんなで提出したので、本当になくなるということは考えられなくて、この計画どおりになれば見に来てくれるお客様も演出するアーティストの方も本当に満足できるものではないかなと思うので、改修計画は素晴らしいことだと期待しています。

そして、世田谷区というのは本当に有名な音楽家や演劇人、芸術家の方たちが住んでいらっしゃるので、このホールができたらいろいろなこと、音楽家だけではなく、コンサートだけでもいろいろな人が来るのですけれども、ここに住んでいる世田谷区の区民、私とかもそうなのですが、演奏できる場がなくなるというのは本当に寂しいことですし、これからこんな大きな素晴らしいホールができるというのは期待して、私の仲間もそうなのですけれども、この場で言ってくださいねなどと言われて今日はお話ししようと思って来たのです。

この世田谷区の音楽家には、クラシック、ロック、ジャズ、ポップスの方、世界の巨匠から若手までいらっしゃるわけですから、その人たちが連携して化学反応を起こしたりしたら新たな世田谷流のムーブメントになるかもしれないと私は思っていて、この世田谷ならやる気になれば、ソフトもコンテンツもお客様も文化的な成熟もみんなすごいあるので、ぜひ存在価値のある有意義な区民会館にしていきたいと思っています。

佐藤（孝）委員 目的が曖昧でというお話で、区民の活動を促進するための全区民的な

ホールであるということはわかったのですが、資料3の分布を見ると、1～400人までが77%で、あと100人刻みで全体で言うと10%以下の分布になっているのですけれども、そうならば、もし興行目的とかだったらこの刻み方で良いのですが、どうも人数が1,200人を少し少なくなるよというところで多分出しているのだと思います。むしろ77%を注目したくて、質問なのですが、そもそも区民会館はホール1,200席と集会室240人のキャパがあるのですが、1～400人に集会室は含まれていないでしょうかというのが1つ。であるならば、ここの1～400人の77%の評価というか利用状況みたいなものが知りたいというか、そういうもので評価をしなければいけないのかなと思います。

あとは、主催者側というか申し込んだ側や、来てそれを何か見た人とか参加した人とか、参加しなくても区民全体でも良いのですけれども、そういうアンケートみたいなものはないのですか。皆さん、今、ご意見はあったので、私もどちらが良いのかなと、どちらも素晴らしい意見だなと思っているのですけれども、そういう客観的な何かデータとかがあれば判断をする一押しになるのかなと思いました。

卯月委員長 400人までの利用回数の中身というのはわかりますか。集会室が入っている、入っていないとか、これまでの世田谷区民会館利用者のご意見というか、アンケートみたいな調査はありますか。

岡田総務部長 まず資料3(別紙3)の資料ですけれども、集会室は入っておりません。集会室は別途シンポジウムだとか講演会だとか、健診会場だとかいろいろな使われ方をしておりますがそれは入っておりませんで、これは区民会館のホールのことを言っております。

それと実際に使われた方たちのアンケートというようなことについては、私が知る限り、何らかの形で出ているというのは記憶にないのですけれども、所管のほうと次回までに確認はさせていただきたいと思います。

板垣副区長 利用したというか、いろいろ催し物をされた方からは、先ほど勝守さんからご意見がありましたけれども、区民会館の例えば楽屋裏が大変狭いだとか、そういうところをもう少し改善が必要なのではないかというような要望もいただいておりますし、そういうところからの今の区民会館の状況についても改善ということは要望もいただいたような状況があります。

以上です。

卯月委員長 次回までにその辺のデータを出していただけですか。

齋藤副委員長 先に良いですか。ありがとうございます。

私も区民会館の第5章の位置づけは意外と重要な部分だなと思っている一人なのです。なぜかというと、本庁舎整備の基本的方針案の基本的方針1のところ、区民自治と協働、交流の拠点としての庁舎というものが挙げられております。ここでは庁舎としか書いていないのですけれども、区民会館もこの場所で作るという方針だと明言されましたので、ではここは区民会館というものも区民自治と協働、交流の拠点としての庁舎、区民会館と

いように入ることかなと思いました。

そういう意味では、今までも十分区民自治、協働文化の拠点やシンボルとしても機能していたということでもあります。全然客観的なデータではないのですが、私も子供が小学校から高校まで区民会館を利用しています。例えば音楽の発表会ですとか、演劇や文化の発表会として、この近隣の学校だったものですから、毎年1回は使っております。ですから、そういう意味では幼稚園ですとかそういうものも含めると、相当数のお子さんと保護者の方々が1～400人、または500人位の間に入っているのではないかなというように勝手に想像をしております。

そういう意味では、先ほど黒木委員もおっしゃっていたのですが、世田谷区のほうはシンボルとして何を考えるのかというところで、こういった自治、文化、交流というところで区民会館を位置づけるのかどうかというところが重要なかなというように思いました。

山崎（廣）委員 私も区民会館はぜひ残してほしいのですが、それとともに、先ほどレストラン、カフェは要らないのではないかなという意見もあったのですが、これもぜひ残してほしいと思うのです。というのは、例えば私は今、砧図書館を利用しているのですが、あそこにはほんの小さい喫茶室があるのです。本を読んで疲れたときに行くとか、あと目の前のバス停の時間を見てそこで食事をするとか非常に利用価値があるのです。コンサートなども夜やるときに勤めの帰りなどはぎりぎりに入る前に少し食べていたりとか、小さいお子さんがいる方でも食べられるようなとかそんな感じなので、大きなコンサートホールなどでも軽食っぽいところがありますね。だから、これはぜひ残してほしいと思うのです。

以上です。

山崎（節）委員 配置のほうでまた議論があると思いますが、以前にも区民会館、どういう形で残すかということで、リノベーションあるいは全て建てかえるかということがありますが、私は、国がつくった文科省、あれは形だけは古いものに、新しく作りかえたわけです。やはり古いものを維持するということはランニングコストも高くなるし、耐震工事ですとかそういう手を加えることでむしろお金がかかる。やはりお金の面をもう少し配慮したことを我々は考えなくてはいけないのではなからうかと思えます。区民会館につきましては、いろいろ舞台、客席、楽屋ですとかこういうものがありますが、現状が面積どの位といういろいろ数、現状を見て、では、作りかえる前はどのようなものをつくるか。いわゆるピフォア・アフターをしないと一般受けしないと思えます。どういう姿になるかということがわからないので、もう少し具体的に描いていただければと思います。

区民会館につきましては以上です。

6章のほうもよろしいでしょうか。

卯月委員長 結構ですよ。今、一緒にやっておりますので。

山崎（節）委員 では、6章の本庁舎等の規模につきまして、基本条件、将来の人口、

行政のあり方の中で、第1回の委員会的时候、ITについて余り考慮しないというような説明があったような記憶がありますが、昨今、人工知能の開発というものが目覚ましいわけですので、職員以外の人の数がだんだん増えているわけなのですが、その部分などはそういう新しい技術による人工知能を活用したものが増えてくるということで、一人当たりの面積が18㎡ということですが、その位あれば良いのではないかと思います。それ以上職員が増えるということは、庁舎ができて間もなく早い機会にそういうものの普及が目覚ましいと私は思いますので、一人当たりの面積を増やしたり、職員人数の増加を見込んで広い面積をとというようなことを余り考慮しなくても良いのではなかろうかと思ひます。

以上です。

卯月委員長 今、いろいろありましたが、最後に言われたことを事務局に確認したいと思ひます。職員の数は2,831人という提案が今日出ています。今後、ITの技術が進んだ中でも2,831人は必要だというように考えているということによろしいのでしょうか。

岡田総務部長 ITの関係で言いますと、この間、世田谷区の常勤職員ですけれども、6,000名を超えていた時期から今5,000名位になっています。その間、減ってきた一番大きな要因は、出先機関の委託であったり指定管理者であったり、あるいは現業系のお仕事の委託化というようなことが一番大きな要因でしたが、もう一つ、IT化というのは電子計算機による事務処理ということで、一時かなり人員を減らしてきた時代があります。ただ、今それで今後のIT技術の展開によって人員の減に持っていけるかというようなことも、プランと言ひますか、展望というところで言うと、そこまでの展望は現在持てていないかなと思ひます。かなり対人的な仕事が多いということもありますし、現時点でITの活用によって人をごっそり減らせるというようなことの要素はなかなか難しいのかなというように今の時点では思っているところです。ただ、今後、おっしゃるように人工知能だとかその辺の技術の革新というのは非常に早いと思ひますので、それは今後50年ということを考えて対応していかなければいけないのかと思ひますが、今、見えている範囲でこれでいけるというものはなかなか厳しいというところですよ。

池谷委員 今のお話をお聞きして思ったのですが、少し意地悪な質問になってしまうかもしれませんが、他区との比較のこの資料の中で、今、岡田さんがなかなか人は減らせないというような趣旨のお話でしたが、現実問題として、例えば練馬区、足立区、2,000名ちょいの規模でなされているわけなのですが、もちろん、その区的面積ですとか人口ですとか、請け負っている仕事の内容ですとか、一概に比較対照はできないのですけれども、こういった職員の数を減らすということについてはとても重要な問題ではないかと思ひますが、その辺をもう一度お話をさせていただければと思ひます。

卯月委員長 他区との比較も含めてお願いします。

岡田総務部長 私、総務部長ということで職員の定数管理も私の責任になっておりまして、そういう意味では、職員定数の適正化というものは非常に大きなテーマだということよこれまで取り組んでまいりましたし、今後もそうだとお思ひしております。

今、職員一人当たりの人口がどの程度かというような比較でしますと、やはり大規模な区ですので、一人当たりに乗っている区民の数は多いです。ですから、23区の中で職員数がいろいろありますけれども、人口に負っているところが多く、大きい区ほど一人当たりの区民の数が多というものが実態でございまして、世田谷区の定数管理という意味では、23区に比べて決して緩い状態ではないというように理解しています。今後、この定数管理は引き続きしっかりとやっていかなければいけないというように考えているところです。

卯月委員長 そういうデータはあるのですか。人口と職員の数と比較したようなものというもの。

岡田総務部長 データはありますので、次回、提示させていただきます。

卯月委員長 なかなか言葉だけだとわかりにくい点もあるかもしれないから、では、次回、わかりやすい表がありましたら、よろしくお願いします。

岩橋委員 規模の縮小というのがイコール予算減少になるのかという部分もありました。現在の建物、以前の費用というものがどれ位だったのかが知りたい。建てたとき、大体の予算、どれ位費用がかかっているのか。

卯月委員長 これは難しいけれども、調べればわかるのでしょうから、次回。

わかるのですか。どうぞ。

岡田総務部長 わからないのですが、非常に大事なことをご指摘いただいたと思っております。検討素材のこの後で事業計画でご議論いただきますけれども、財政計画で408億円という数字をお示しさせていただいております。これはいろいろな配置パターンがある中で一番高くつくケースで試算をしたということなのですが、試算の前提は4万5,000㎡で建設をするということを前提に408億円という数字を出してございます。これが5万3,000㎡となりますと、正確にはまた事業計画のときにさせていただきたいと思いますが、1,000㎡増えるごとに5～6億円位は総事業費が増えていくということになると思いますので、8,000㎡増えるという、やはりそれだけ全体の総事業費に大きな影響を与えるということではございます。現在の庁舎がどれ位で建ったかというのは調べてみます。

以上です。

卯月委員長 今のご指摘、とても重要で、今日は規模ですね。次回配置、さらに次々回、事業予算という、その3つは全部絡んでいるので、今日ご指摘いただいたことも当然だと思いますので、こういう配置だとこういう値段になる、こういう面積を減らすとこういう値段になるということの全部兼ね合いがあるよということを前提に次回、それから次々回と議論して、面積、規模を決めたから、配置を決めたからお金はこれで良いというつもりはありませんので、その3つはいつも関係しているというように理解をしていますので、そのタイミングでは必ず事業費についても議論したいと思います。ありがとうございます。

高谷委員 庁舎の規模について、まず質問というか意見として言わせていただきます。前提となる人員について、前回、委員長からの宿題というか、事務局にお願いが出ていたと思います。地域行政の推進によって具体的に本庁舎の人員は減るだろうと、これが減の

要素なのですが、現実にも今、地域ごとに1万数千㎡を超える大きな建物が実際に建っていると思うのです。あるいは建とうとしている。ですから、庁舎を合わせると、私は知りませんが、相当な大きさになっているのだと思うのです。そこに人員を振り向けて地域自治というものをやっていくというのが大きな方針かなと思っておりまして、その分の減と、それから、先ほど新機能を入れることによって増と簡単に勘案しておっしゃったのですが、やはりどういう考え方で、最初の地域行政の面で今たくさん地域で建物も建てていきますから、そこにどれ位今後やって、しかし、新機能が入ってくるのでどれ位増える。ただ、私も本来新機能が都からおりてきたり、いろいろして自治機能が拡充しているのですが、そのうちにも地域におろせる住民と密着型の機能はあると思うのです。全てを本庁舎で受けとめないといけないということはないのかなと思うのです。そういうことをどのように勘案したのかを教えてほしいということは委員長から前回出ていたと思うのですが、そのあたりをお伺いしたいというか、今すぐ無理であればまた次回でも結構です。

もう一つ、ホールのこと、私、先ほど言ったことを少しだけ補足させてもらおうと、ホールについては先ほどから言っているように文化政策として区できちっと方針を示してほしいなど。私は自分の感想でいうと、オール世田谷の演劇系はパブリックシアターとかトラムにあるから、こちらはどちらかという音系というか、はっきり言って生音系とかで特徴を出すとか、そういうやり方はあるかなとは思いますが、ただ、それはもちろん区民の方を含めた文化政策としてのホール政策を教えてもらいたいなど。その一部がここに書いてあるというようにしないと非常に足元が危うい議論になると思います。

それに関連してなのですが、1,200席ではなくて800席位で良いとすると、実は設備とかをやり直して、例えば音環境を非常に良いものに変えても、私の経験ではコスト的にはずっと安くできる。もちろん壊して建て直すよりはずっと安いと私は思います。現時点ではそんな気がいたしております。

以上、人員のこととホールのこと、意見を言わせていただきました。

卯月委員長 ありがとうございます。

資料3のところ減要素と増要素と書いてあることについてのご指摘、私もほぼ同意見なので、次回までにまたもう少し検討していただくにしても、今日の段階でもう少しこの辺の中身ですね。増えてくるものもあるのだろうと思います。ですので、補足説明をいただけますか。

板垣副区長 前回、地域行政の取り組みの経緯と今後の展開ということで若干説明もさせていただいておりましたが、基本的に世田谷の地域行政、3層構造というような言い方をしておりますけれども、地区があり、地域があり、それから本庁があるという3層構造、世田谷が先駆的に取り組んできた地域行政は引き続き進めていきたいという基本的な姿勢でございます。

特に地区の充実、展開をさらに進めていきたいということで、例えば、今この7月にも地区、いわゆる出張所・まちづくりセンターというところにおいては、地域包括ケアとい

う、いわゆる福祉の身近な相談を出張所・まちづくりセンターで受けるという体制を27地区、出張所・まちづくりセンターという形でありますけれども、そこで福祉の身近なさまざまな相談を受けるということで、その体制を7月から進めていこうというように考えております。

総合支所におきましては、これは1年後位になりますけれども、29年7月になりますか。総合窓口というものを支所のほうに新たな体制をつくりまして、できるだけ身近なところで総合的な窓口の体制をつくりまして、そこで受けるという形も進めていきたいと考えています。ですから、そういう意味で、いわゆる本庁の減要素というのは、ここに地域行政を一層展開する観点から、そういうようなところに人員が地域や地区に回ることによって減要素になるとは考えております。

という一方で自治権拡充ということでお話をしているわけですが、今、高谷委員のおっしゃるように、それは本庁だけが全て受けるということではないかもしれませんが、ただ、その人員の行ってこいがどういうようになるのかというのを今の段階で確定的に見通しができるかという、なかなか見通しもできないということもありまして、当然そういう減要素と増要素がある中で今回の基本構想に向けましては、いわゆる現職員数を想定させていただいて、その中で庁舎の規模の職員数としてはそれをベースにして算定をさせていただきたいということで今日のような資料をつくらせていただいているという状況でございます。

以上です。

卯月委員長 よくわかるのですが、資料3（別紙1）の職員数のこの表だけ見ると、減も増もこの中には加えていないわけなので、現状どおりですと言っているのが、難しいことは重々皆さん承知なのだけれども、この位の減があってこの位の増があるかなと出しにくいのはよくわかるのだが、ちょっと検討してみましよう。ということで、これはまた次回にと思います。

岩淵委員 2つお聞きしたいのですが、参考資料の区民会館の現状というものがありまして、最後のほうです。世田谷区は5地区あるのですが、それぞれにホールがあるということで、世田谷地区だけ1,202席あるということになっていますので、これは人口比率かどうかわかりませんが、まず世田谷区会館のホールは、結構1,200席というのは商業的な意味、要素も多分に含まれた会館ではないかなと思っています。ですから、先ほどデータをもらいますと500人前後というものがちょうど見合った世田谷区会館の席数ではないかなと思っています。そうすると、他の地区とのバランスがとれてくるのではないかなとも考えています。

もう一つ、この建物の中に、たしか今は現在、バス停が3台分あると思うのですが、これはうたわれていなかったのですが、バス停がありますね。渋谷とか五反田とかどこに行くバスなのですが、これは新庁舎になった場合には含まれないのでしょうか。

以上です。

卯月委員長 では、バス停の話だけしてもらえますか。

岡田総務部長 非常に重要なお話でして、今、南東の角にバスの折り返し所がございます。そこで検討素材で言うと20ページをご覧くださいとわかりやすいのですが、南東の角にバスの折り返し所がございます、おっしゃるとおり、3つの路線がここに発着をしています。降車専用のバス停も必要で、結局4台分必要ということです。これが今後、新たに整備をしてやるとなると、今はバスが路上で展開をしているという状態で、交通管理上は非常に良くない状態です。これをロータリーにするのか、レーン方式にするのか、いずれにしても、この全体の敷地を使うときに交通計画をどうするのかということは非常に重要なテーマでして、これは次回、配置のときにご議論いただこうと考えているところです。

三田委員 前回お願いしたことが全然答えが出てきていないのです。実は29ページのところに世田谷総合支所というものを移転する。その費用についてはどう考えてらっしゃるのですか。それも含めてこの新庁舎のところも考えなくてよろしいのですかということをお前回お聞きしたと思うのです。この間、NHKのニュースで、すでに世田谷区は本庁舎を建てかえる、その費用が400億円というのがニュースになって出ていますね。区長が記者会見で言っているわけです。この400億円は新庁舎の予算であって、三軒茶屋のほうに移る予算は、ここで検討する問題ではないにしても、やはりその費用は区民として知っておきたいと思って、前回それを質問したのですが、何のお答えもいただいていないということなのです。

卯月委員長 では、それについて回答をお願いします。

岡田総務部長 前々回、第1回のご指摘いただいて非常に重要な点でございますが、現在、民間事業者との間で交渉しているところでございまして、費用について、今、申し上げるのは厳しい状況でございます。

ただ、全体の事業を進めていく上で三田さんがおっしゃったところは非常に重要なところですので、それについては確定次第。ここでは恐らく間に合わないと思います。いずれにしても今後、区議会等のやりとりをしながら進めていくことになるかと思えます。

卯月委員長 費用については、私はわかりませんが、先ほど来の説明で三軒茶屋に世田谷総合支所が移った場合に、どの位、今の本庁舎の規模を減らすことができるか、減らすことができるかについては、できる限りこの委員会がやっている中で方向づけするか、あるいは次のステップですね。設計される方を決める段階まではきちっとしなければいけないということでは事務局と話をしていますので、ご了解ください。

多委員 区民ホール機能についてなのですが、ここに書いてあるように、私が今、足りないと思うのは、バックヤードにも入ったことがないのでそれについては意見が言えないのですが、バリアフリー対応というものがされていなくて、きれいな階段と美しいホールだと思うのですが、そういう点を改善していただくと、やはり行きたくても行けない人がたくさんおられると思うのです。実際そういう方もたくさん区内に住んでお

られるし、そういう方が音楽を好きだったりする場合もあって、区内の集会所とか小さい入れるところで音楽会をやったりすることも多々あるのですけれども、そういうものと災害時の物資の置き場所として、1,200席今あるものが500席になってしまうと、物資、今、3日はあるとおっしゃられても、たくさん持っておかないと置き場所というところでも考えたほうが良いと、私はここの紙面にあったように思います。

交流機能、レストラン、カフェについても、この辺の世田谷区のそばは大勢で入られるカフェとかレストランとか全然ないので、催しがあるときに帰りにお茶したいとかご飯が食べたいとかというときには不可欠なものだと思うので、同じように阿部先生が書いてるように、税收ではなくて収益施設によるというようなことで利益を上げることを書いてありますけれども、広目できれいなけやきというところがありますが、それよりもまた素晴らしいものができるのではないかと考えて期待しています。

以上です。

佐藤（陽）委員 私も阿部さんの今日持ってきていただいた資料のように、やはり税金ありきではなくて、カフェ、レストランなどで収益が上がるような施設をつくるというのはとても重要なのではないかと思います。それと、庁舎にしる、区民会館にしる、やはり建ててからの保守点検の費用が余りかからないような施設を考えていくのがベストではないかなと思います。

以上です。

黒木委員 先ほどの区長がNHKで建てかえという話をしたということなのですが、私は直接聞いていないので何ともわからないのですが、新聞によると、一度ニュートラルにして区民や議会の議論を集約したいというようにおっしゃっていると思うのです。その辺は私が聞いた中で、区長がどういう形でご発言なされたかということ再度確かめておきたいので、次回でも区長発言を明確にさせていただきたいということ。

それと規模のほうで、公用車170台とあるのですが、このうちこれからなかなかその環境を前面に押し出していくとして、公用車を利用して動くということが本当にどの程度必要なのか、またそれに必要な運転手さんたちが実働をどの位しているのか。待機している時間が非常にあると思うのですけれども、その辺のデータもいただけないでしょうか。

ということは、要するにこれからはなるべく自動車を使わない時代に入っていこうという中で、率先して環境を打ち出しているわけですから、公用車の利用ももう少し真摯に物事を考えていく姿勢が必要ではないかなという気がいたします。

卯月委員長 わかりました。ちょうど良い時間になってきましたので、先ほどの区長の発言についてというのは、板垣さんでも若干回答していただけますか。

板垣副区長 先日、記者会見がありましたときに、区長のほうは、今、熊本で地震が発生し、ああいう状況になっておりますので、そういう意味でも本庁舎の整備については、できるだけ早く検討していかなくてはいけない。そのために、まさにこのことをおっしゃっているのですが、この検討委員会を立ち上げて、その中で議論をいただいております。

そういうことを踏まえて庁舎の検討を早めていきたいというような趣旨を記者会見のときに区長が発言したということで、熊本地震のこともありましたもので、幾つかの新聞がその問題を取り上げていただいて報道をしたというようなことでございます。

以上です。

齋藤副委員長 時間も迫っているのにすみません。1つお聞きしておきたいのですけれども、例えば規模のところが適切なのかわかりませんが、みどり施策とか風景づくり条例ですとか、区が決められているルールがありますね。もちろん、それをもとに民間に指導しているわけなのですが、この書き方の中にユニバーサルデザインの推進条例がありますというのは1個だけ書いてあるのですが、他の区のルールについては記載がないような感じなのです。例えば規模にも影響すると思いますし、配置にも当然関係してくると思いますので、そういった現在、区が決められている自分たちで決めたルールはこれにどのように適用されるのかということも考え方を一度整理していただけたらと思いました。

卯月委員長 それでは、この辺で第3回の検討委員会を終了しますが、最後に感想というか次回の事務局に対するお願いを申し上げたいと思います。

まず、本日は、第4章の執務環境とか環境に対してという話が出ました。そのときに、かなりITとの関連で、本当にこれからそれだけの面積、規模とも関係するのですが、必要なのだろうか。ITとのことをもう少し考えて省資料という意味ですね。資料を全部各フロアに置いておく必要があるのかということが少し大きな視点として出されたように思いますので、今後、基本の方針を書く段階では、資料を減らしていく、あるいは減らした資料をどこに置くかということまで踏み込んで書けると良いかなと思いました。

基本の方針5についても、新たな視点としてごみの問題とか、例えば先ほどの執務環境等もそうなのですが、紙がなくても会議ができるのではないかという民間の取り組みがとて私にとっては新鮮でありましたので、そういったことも含めてと思います。

区民会館につきましては、もう繰り返しませんが、たくさんいろいろな意見が出ました。とてもよかったと思います。ただ、バックデータになる資料がもう少し欲しいということで、文化政策の問題もそうですし、今、区民会館を利用されている方々のご要望あるいはアンケート等もぜひ次回の資料として出してほしいというように思います。

次は地域行政についてです。これは行政機能、行政の面積です。余り今日ご指摘はなかったのですが、実は初めて皆さんの前に5万3,000㎡という数字が出てきています。これが今までの行政の検討では、4万6,000㎡とか4万㎡台だったのが初めて5万㎡になっています。したがって、それには相当のそれをバックアップするデータとか議論とかというものが必要だと思いますので、地域行政のことも含めて、公用車の問題も出ましたけれども、これの積み上げしてきたデータについては再検討をしたいと思います。

最後に、バス停のこととか、齋藤副委員長が出されたみどりの問題とか、今日は規模とはいえ、建物の規模しか出していないのです。屋外空間の規模については出ていません。したがって、バス停の3台処理するための面積とか、阿部先生から出された必要な広場の

面積というのは平常時も発災時もあるのではないかというご指摘もありましたので、次回は必要な屋外空間の面積というの出しながら建物の配置を考えなければいけないと思っていますので、そういった資料を出していただけたらと思います。

したがって、次回は、今日で5章、6章の議論を終えたということではなしに、5章、6章の今日出された5万3,000㎡等々の数字を含めて配置の議論をするという形にしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、そういうことで本日の議論はこの位にしたいと思います。どうも長時間ありがとうございました。

秋山庁舎計画担当課長 次回の日程でございますが、6月4日、土曜日の13時半からというようになっております。場所は本日と同じこちらでございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

どうも本日はありがとうございました。